

第156期 定時株主総会 招集ご通知

会場 ベルサール東京日本橋 地下2階 イベントホール
東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー

日時 2021年3月26日(金曜日) 午前10時開会／受付開始 午前9時

目次	第156期定時株主総会招集ご通知	3
	株主総会参考書類	
	第1号議案 剰余金の処分の件	13
	第2号議案 取締役10名選任の件	15
	事業報告	31
	連結計算書類	79
	計算書類	81
	監査報告書	83

株主の皆様へのお願い

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、なるべくご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会では、インターネットによるライブ中継のご利用をお願い申し上げます。
- 議決権の行使は、郵送又はインターネット等をご利用いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

Looking ahead,
going beyond expectations
Ahead ➤ *Beyond*

株式会社 荏原製作所

証券コード: 6361

“荏原らしさ”

荏原らしさの徹底追求が さらなる価値を生み出していく。

荏原グループは、事業活動を通じて社会的な責任を果たすことを常に目指してきました。創業100年(2012年)の節目に、次の100年に向けて企業倫理の枠組みを体系的に整理し、「創業の精神」「企業理念」「CSR方針」を荏原グループ全体の普遍的な価値観“荏原らしさ”と定義しました。“荏原らしさ”の追求が荏原グループの価値を高めていきます。

創業の精神である「熱と誠」により、熱意と誠意を持って仕事や人と向き合い、水と空気と環境の分野で社会に貢献していきます。事業活動を行うにあたっては「CSR方針」に即し、高い倫理観を持ってステークホルダーとの信頼関係を築いていきます。

荏原グループの企業倫理の枠組み

創業の精神「熱と誠」



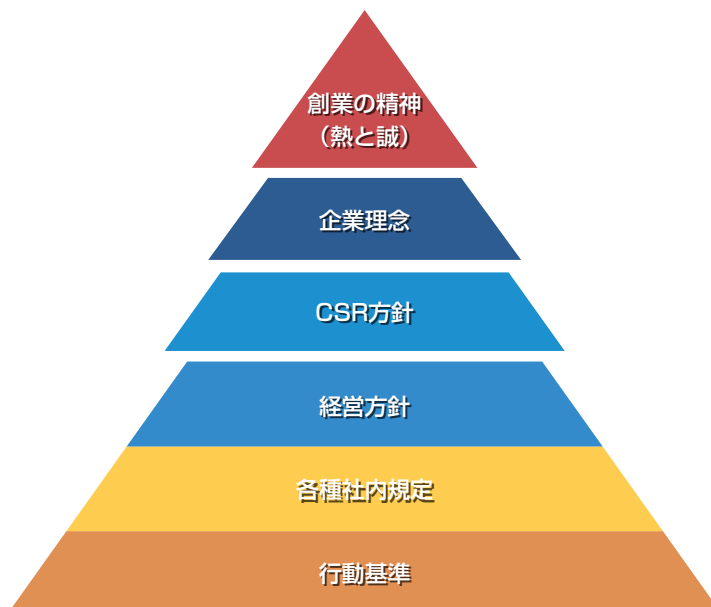
与えられた仕事をただこなすのではなく、自ら創意工夫する熱意で取り組み、誠心誠意これをやり遂げる心をもって仕事をする事。

企業理念

水と空気と環境の分野で、優れた技術と最良のサービスを提供することにより、広く社会に貢献する。

CSR方針

全ての業務を高い倫理観に基づいて実行し、全てのステークホルダーと良好な信頼関係を築き上げる。



ごあいさつ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々、ご遺族の皆様に謹んで哀悼の意を表すとともに、罹患されている方々や困難な状況におられる方々が一日も早く回復されますよう、心よりお祈り申し上げます。

さて、第156期定時株主総会を2021年3月26日(金曜日)に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が要請される事態に至っております。

慎重に検討いたしました結果、このような状況の中ではありますが、感染防止対策を講じた上で本総会を開催させていただきますこととしました。

なお、本総会当日は、インターネットによるライブ中継も予定しておりますので、会場での密集を避けて感染拡大を防止するため、なるべくご来場をお控えいただきライブ中継にて総会の模様をご覧くださいますよう、お願い申し上げます。

2021年3月

取締役 代表執行役社長

浅見 正男



証券コード 6361
2021年3月5日

東京都大田区羽田旭町11番1号

株式会社 荏原製作所
取締役 浅見正男
代表執行役社長

第156期 定時株主総会招集ご通知

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第156期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、なるべく本総会当日のご来場をお控えいただき、事前に書面(郵送)又は電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2021年3月25日(木曜日)午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時	2021年3月26日(金曜日)午前10時 (受付開始 午前9時)
2. 場 所	東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー ベルサール東京日本橋 地下2階 イベントホール
3. 目的事項	報告事項 1. 第156期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第156期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項	議決権行使書用紙の郵送と電磁的方法の双方により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効とさせていただきます。また、電磁的方法によって議決権を複数回行使された場合には、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

※本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトに掲載いたしました。
※議決権行使方法は、7・8頁の「議決権行使方法のご案内」をご覧くださいませよう、お願い申し上げます。

インターネットによる開示

1. 次の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」

②連結計算書類の「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」

④計算書類の「個別注記表」

なお、監査委員会及び会計監査人は、上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。

2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。



当社ウェブサイト <https://www.ebara.co.jp/about/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html>

▶ スマートフォンでの議決権行使サービス「スマート行使」を導入しています。

議決権行使書用紙に記載されたQRコードをスマートフォンで読み取ることで、議決権行使コード・パスワードを入力することなく専用サイトにログインし、議決権行使をすることができます。

ステップ1

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

ステップ2

表示されたURLにアクセスすると議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

ステップ3

確認画面で問題なければ「この内容で行じる」ボタンを押して行使完了！

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

株主総会のインターネットによるライブ中継(株主様限定)



本総会の模様は、インターネットによるライブ中継でもご覧いただくことができますので、本総会へのご来場は極力お控えいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. ライブ中継日時

2021年3月26日(金曜日) 午前10時から

2. パソコン、タブレット、スマートフォンからのアクセス方法

下記URL又はQRコードより、当社ウェブサイトへアクセスいただき、
本招集ご通知に同封の「よくあるご質問にお答えします」に記載のパスワード等を入力してください。

<https://www.ebara.co.jp/about/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html>



なお、インターネットによるライブ中継はご視聴のみとなりますので、あらかじめインターネット等により議決権行使をお願い申し上げます。

また、本総会開催前及びご視聴後のご質問は次頁のウェブサイトでお受けいたします。

株主総会動画の配信



株主総会にご出席できなかった株主様のために、当社ウェブサイト上で株主総会の報告事項の動画配信を行っています。
2021年4月上旬に配信を予定しておりますので、ぜひご覧ください。

ご質問受付ウェブサイトの開設

当社にご質問したい事項につきましては、当日ご質問いただくほか、インターネットでもお受けいたします。
下記URL又はQRコードより、ご質問受付ウェブサイトにごアクセスいただき、ご質問ください。
株主の皆様に関心の高い事項につきましては、本総会で取り上げさせていただく予定です。

<https://www.ebara.co.jp/about/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html>



(事前) 質問受付期限 2021年3月25日(木曜日)午後5時15分受付分まで

- ※事前質問の中で、本総会で取り上げることに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。
- ※本総会後もご質問をお受けいたします。ライブ中継又は動画配信をご視聴いただいたうえでのご質問、ご意見なども上記ウェブサイトにお寄せください。

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。議決権行使は、以下の方法がございます。株主総会参考書類(13頁から30頁)をご検討の上、議決権行使をお願いいたします。

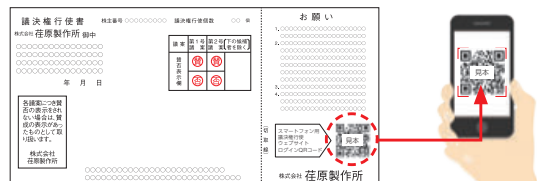
▶ 行使期限 2021年3月25日(木曜日)午後5時15分到着分まで



インターネット等※による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイト にアクセスしてください。



議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

2 画面の案内に従って賛否をご入力ください。



(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

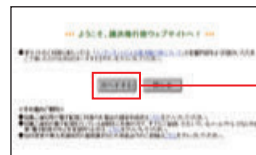
一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」、「パスワード」をご入力いただく必要があります。

(パソコンから、議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です。)

本サイトによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記専用ダイヤルにお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> ウェブ行使



1 上記の議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力しログインしてください。



議決権行使コード
パスワード



3 パスワードをご入力ください。

「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- (1) 複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- (2) インターネット等と書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等で行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号:0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

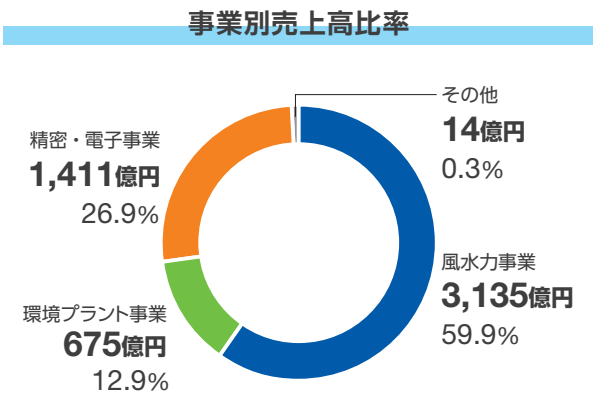
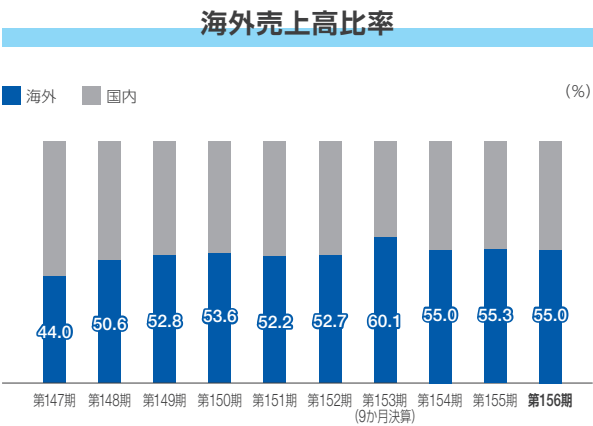
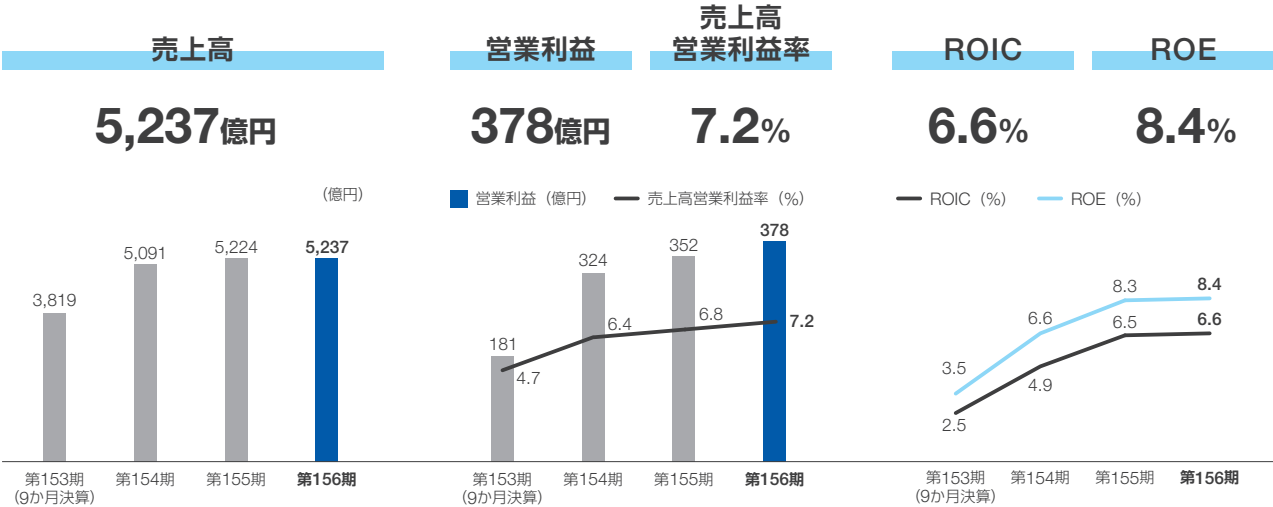
※機関投資家の皆様は、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

(ご参考) 第156期のポイント

第156期定時株主総会で議決権を行使いただくにあたり、当社の業績の推移及びコーポレートガバナンス体制の変遷をご報告いたします。

1. 業績の推移

- POINT
- ①前年度と比較して増収増益となり、売上高営業利益率は7.2%となりました。
 - ②ROICは前年度より0.1ポイント上昇の6.6%、ROEは0.1ポイント上昇の8.4%となりました。
 - ③今年度も海外売上高比率が50%を超えました。



2. コーポレートガバナンス体制の変遷

2002年4月～2007年3月
ガバナンスへの
取り組みに着手

■ 執行役員制を導入

■ 定款上の取締役員数を削減

2007年4月～2015年3月
ガバナンス改革を開始

■ 独立社外取締役を招聘

■ 任意の指名・報酬委員会を設置

■ 報酬制度改定

2015年4月～2018年12月
仕組み化を進め、
より実効性を向上

■ 指名委員会等設置会社へ移行

■ 取締役会の実効性評価を毎年実施

■ 報酬制度改定

2019年1月～
さらなる透明性・
公正性の確保

■ 独立社外取締役が取締役会議長に就任

■ 業務執行を兼務する取締役を1名に減員

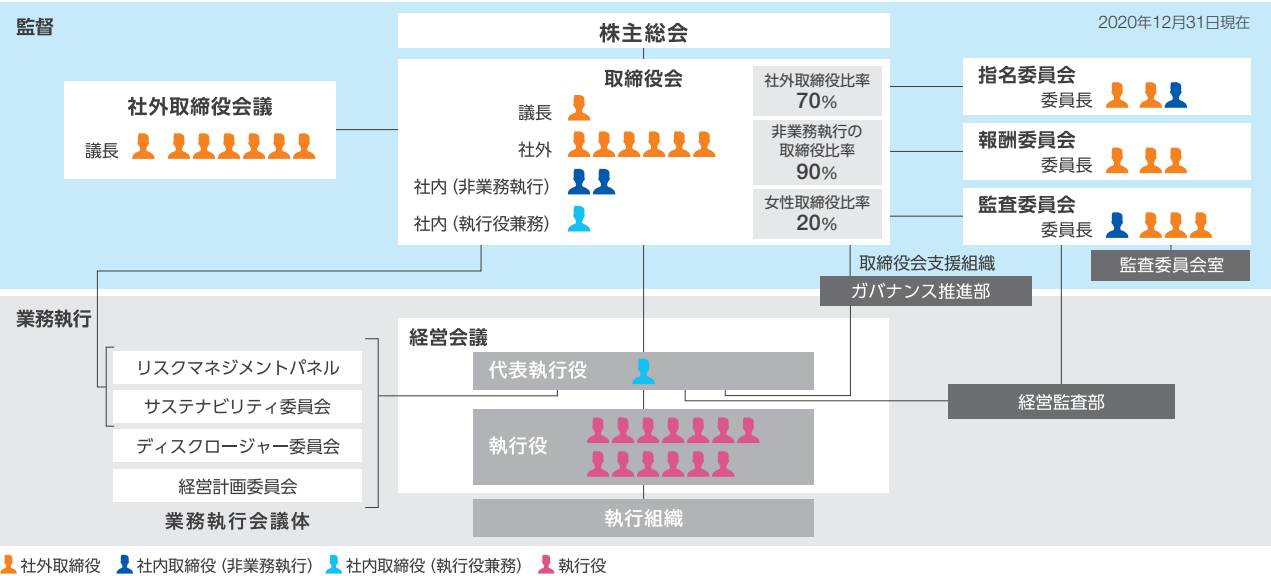
(1)コーポレートガバナンス体制

POINT

①機関設計として「指名委員会等設置会社」を採用し、グローバルでも理解されやすいコーポレートガバナンス体制を構築

②社外取締役の積極的な活用により、取締役会による経営の監督機能の強化と透明性を確保

③取締役会と執行組織の役割・責務を明確に分離し、広範な業務執行権限を執行組織に委任することによって機動的な経営を推進



(2)取締役会・各委員会の構成

POINT

- ①全取締役の過半数を社外取締役によって構成
- ②独立社外取締役が取締役会の議長に就任し、透明性・公正性の高い監督機能を発揮
- ③執行役を兼務する取締役を代表執行役社長1名のみとし、監督と執行をより明確に分離し、代表執行役社長を頂点とする執行体制を強化
- ④独立社外取締役のみで構成される社外取締役会議を設置

取締役会

議長 宇田左近(独立社外取締役)

開催回数 15回

平均開催時間(1回当たり) 約3時間

主たる役割

- ・継続的に企業価値を向上させるため攻めと守りの両面で適切なリスクテイクを支える最良のガバナンス体制を牽引する
- ・中長期的な視点から、企業戦略などの大きな方向性を示す
- ・独立した客観的な立場から業務執行に対する実効性の高い監督を行う

第156期に議論された主な事項

- ・長期ビジョン及び新中期経営計画のモニタリング
- ・年度経営計画、各事業部門KPIの設定
- ・各事業における経営計画の進捗モニタリングとフォローアップ(新型コロナウイルスの当社への影響評価等の課題議論 等)
- ・中長期の財務戦略
- ・取締役会の実効性評価及びそのフォローアップ

取締役会の構成



取締役会議長の評価

- ・2020年12月に実施(年1回)

社外取締役会議

議長・筆頭社外取締役
大枝宏之(独立社外取締役)

開催回数 13回

平均開催時間(1回当たり) 約2時間

主たる役割

- ・独立社外取締役がその責務を果たす上で十分な情報を入手し、課題等への認識共有を図るために必要な協議を自由に行う場

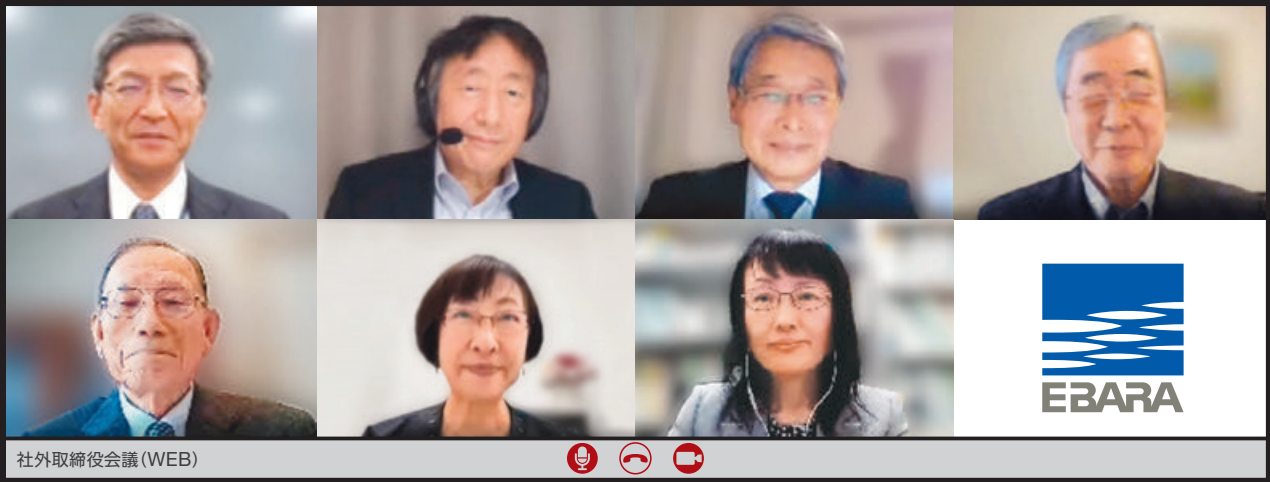
第156期に議論された主な事項

- ・取締役会議題の事前共有
- ・取締役会の実効性評価のフォローアップと次年度の取り組み
- ・長期ビジョン及び新中期経営計画のモニタリング
- ・新型コロナウイルスの当社への影響評価等の課題議論 等

社外取締役会議の構成



社外取締役 社内取締役(非業務執行) 社内取締役(執行役兼務)



指名委員会

委員長 大枝宏之(独立社外取締役)

開催回数 13回

平均開催時間(1回当たり) 約1時間

第156期に議論された主な事項

- ・株主総会に提案する取締役の選任に関する議案
- ・執行役選任基準
- ・執行役候補者の取締役会への提言

指名委員会の構成

委員長   

報酬委員会

委員長 澤部肇(独立社外取締役)

開催回数 7回

平均開催時間(1回当たり) 約1時間

第156期に議論された主な事項

- ・取締役及び執行役の個人別報酬(業績評価・賞与額)
- ・取締役及び執行役の報酬制度

報酬委員会の構成

委員長   

監査委員会

委員長 藤本哲司(非業務執行取締役)

開催回数 17回

平均開催時間(1回当たり) 約2時間30分

第156期に議論された主な事項

- ・執行役等の職務執行・法令遵守体制の監査
- ・会計監査人の評価及び選解任議案並びに監査上の主要な検討事項(KAM)
- ・新型コロナウイルス影響下でのグループ内部統制の整備及び運用状況
- ・新収益認識基準の早期適用その他の重要会計事項に係る会計処理の適切性
- ・中期経営計画E-Plan2022におけるKPIの事業別進捗状況及びその施策

監査委員会の構成

委員長    

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営方針の一つと位置付けています。株主還元につきましては、連結配当性向35%以上を目標に当該期の業績に連動させ、かつ連結自己資本配当率(DOE)2.0%以上を確保する方針としています。

この方針に基づき、第156期の期末配当につきましては、第155期の期末配当(1株につき30円)から30円増配し、以下のとおり1株につき60円といたしたいと存じます。

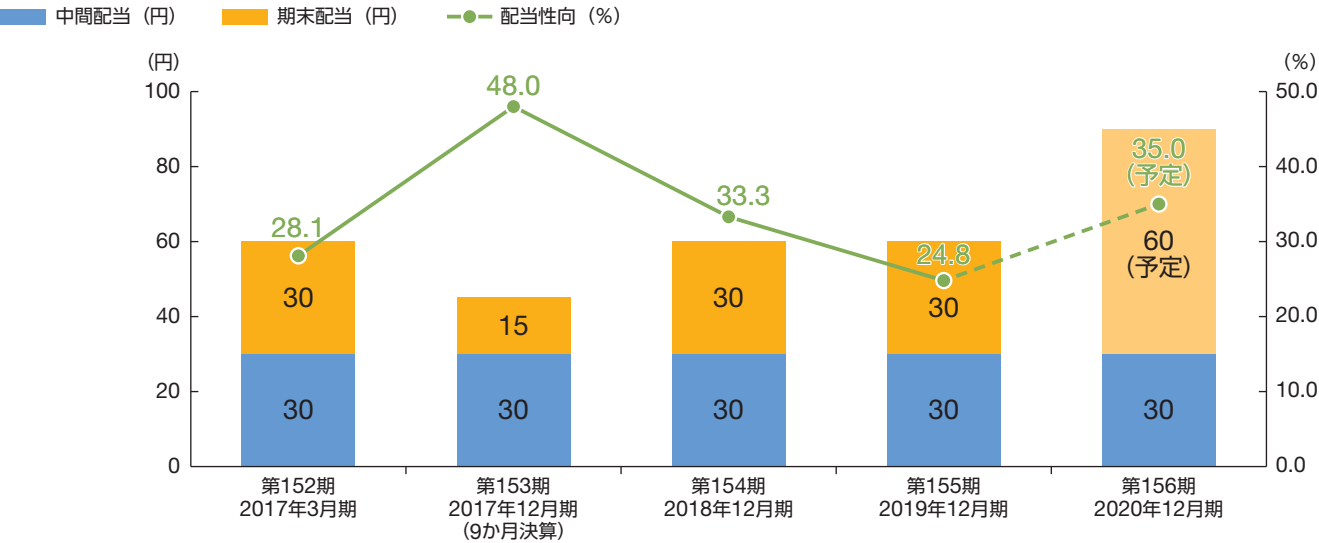
この結果、中間配当金30円と合わせ、当期の年間配当金は1株につき90円となります。

■ 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき、金60円 総額 5,722,261,860円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2021年3月29日

[ご参考]株主還元の推移

● 1株当たり配当金／配当性向の推移



年度	第152期 2017年3月期	第153期 2017年12月期	第154期 2018年12月期	第155期 2019年12月期	第156期 2020年12月期
区分					
年間配当 (円)	60	45	60	60	90 (予定)
配当性向 (%)	28.1	48.0	33.3	24.8	35.0 (予定)

第 2 号議案 取締役10名選任の件

取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、ここに取締役10名の選任をお願いするものです。

本議案の取締役候補者が原案どおり選任されますと、女性取締役が1名増員し3名となりますので、より高い多様性を備えた監督機能を発揮することが可能になると考えております。

また、監査委員会が業務執行からの独立性を高めるとともに、グループ全体の監査の実効性を確保するために監査体制の見直しを行っています。具体的には、監査委員会の委員長は独立社外取締役とした上で監査委員会委員は1名減員して3名とし、監査委員会管下の実査組織の増強及び内部監査部門・子会社監査役との連携強化を行います。なお、これにより指名、報酬及び監査の3委員会の委員長は全て独立社外取締役となります。

取締役候補者は指名委員会が決定しており、当社で定めた「取締役会の役割と取締役選任基準」及び「社外取締役の役割と独立性基準」(29頁及び30頁)に照らし、候補者全員が要件を満たしていることを確認しております。取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名(年齢)	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況	属 性
1	まえだとういち 前田 東一 (満65歳)	取締役 会長 指名委員会委員	100% (15/15回)	再 任 非執行
2	あざみまさお 浅見 正男 (満60歳)	取締役 代表執行役社長	100% (15/15回)	再 任 執 行
3	うださこん 宇田 左近 (満65歳)	取締役 取締役会議長 指名委員会委員	100% (15/15回)	再 任 社 外 独立役員
4	さわべはじめ 澤部 肇 (満79歳)	取締役 報酬委員会委員長	93% (14/15回)	再 任 社 外 独立役員
5	おおえだひろし 大枝 宏之 (満64歳)	取締役 筆頭社外取締役 指名委員会委員長	100% (15/15回)	再 任 社 外 独立役員
6	はしもとまさひろ 橋本 正博 (満72歳)	取締役 報酬委員会委員 監査委員会委員	100% (15/15回)	再 任 社 外 独立役員
7	にしやまじゅんこ 西山 潤子 (満64歳)	取締役 監査委員会委員	100% (15/15回)	再 任 社 外 独立役員
8	ふじもとみえ 藤本 美枝 (満53歳)	取締役 報酬委員会委員	100% (10/10回)	再 任 社 外 独立役員
9	きたやまひさえ 北山 久恵 (満63歳)	(新任取締役候補者)	－% (－/－回)	新 任 社 外 独立役員
10	ながみねあきひこ 長峰 明彦 (満62歳)	執行役 (新任取締役候補者)	－% (－/－回)	新 任 非執行

(注) 1. 年齢は本定時株主総会時のものです。
2. 藤本美枝氏は、2020年3月27日開催の第155期定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しています。

再 任 …再任取締役候補者 新 任 …新任取締役候補者 社 外 …社外取締役候補者 執 行 …業務執行取締役候補者
非執行 …非業務執行の取締役候補者 (社内) 独立役員 …証券取引所届出独立役員

取締役会の構成

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、事業経営に関わるそれぞれの分野について、社内外を問わず十分な知識と経験を有する人材で構成するものとします。会社経営の観点から当社にとって重要と考えられる知識・経験を、「法務、リスク管理」、「人事・人材開発」、「財務・会計、資本政策」、「監査」、「(当社グループにおける)個別事業経営」、「企業経営、経営戦略」、「研究・開発」、「環境」、「社会」、「内部統制・ガバナンス」の分野と定義し、全ての分野について適切な知見を有することに加えて、当社として特に期待する分野を定めた上で取締役候補者を指名しています。

特に監査委員会においては、財務・会計に関する適切な知見を有する複数の人材を含むものとしています。なお、これらの分野は外部環境や会社の状況を踏まえ、適宜見直しを図っていきます。詳細は、「荏原製作所 コーポレートガバナンスに関する基本方針」第9条、第11条、第12条、第13条、第17条をご参照ください。

なお、本基本方針は、以下の当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.ebara.co.jp/about/ir/Governance/governance/index.html>

就任予定 委員など	当社が取締役候補者(社外及び非執行)に期待する分野								
	法務 リスク管理 	人事・ 人材開発 	財務・会計 資本政策 	監査 	企業経営 経営戦略 	研究・開発 	環境 	社会 	内部統制・ ガバナンス 
会長 指名委員					✳	✳	✳	✳	✳
代表執行役社長	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取締役会議長 指名委員		✳			✳			✳	✳
報酬委員会委員長		✳	✳		✳			✳	✳
筆頭社外 指名委員会委員長		✳	✳		✳			✳	✳
監査委員会委員長			✳	✳	✳			✳	✳
報酬委員				✳		✳	✳	✳	✳
報酬委員	✳	✳		✳				✳	✳
監査委員	✳		✳	✳				✳	✳
監査委員	✳		✳	✳				✳	✳

指名委員会委員長 … 指名委員会委員長候補者 報酬委員会委員長 … 報酬委員会委員長候補者 監査委員会委員長 … 監査委員会委員長候補者

指名委員 … 指名委員会委員候補者 報酬委員 … 報酬委員会委員候補者 監査委員 … 監査委員会委員候補者 筆頭社外 … 筆頭社外取締役候補者

※上記一覧表は、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

候補者番号

1

まえだ とういち
前田 東一

1955年12月24日生（満65歳）

出席率（2020年度）

取締役会	100%（15/15回）
指名委員会	100%（13/13回）

再任

非執行

会長

指名委員



株主の皆様へ

2020年度は年初から新型コロナウイルス感染の世界的な拡大により、大変困難な事業環境の年になりましたが、荏原グループにおいては感染初期から取締役会においてリスク分析並びに短期・中期の対応の議論を行い、業務執行陣が適切な施策を継続することにより中期経営計画E-Plan2022初年度の計画を達成できました。想定を超えるリスクに対し真価を発揮するコーポレートガバナンスの実効力を更に進化させ、荏原グループの企業価値向上に努めてまいります。

略歴並びに当社における地位及び担当

1981年 4月	当社入社	2012年 4月	当社風水力機械カンパニープレジデント
2007年 4月	当社執行役員	2013年 4月	当社代表取締役社長
2010年 4月	当社常務執行役員	2015年 6月	当社代表取締役社長
2011年 4月	当社風水力機械カンパニー カスタムポンプ事業統括	2019年 3月	当社取締役会長（現在）
2011年 6月	当社取締役	同	当社指名委員会委員（現在）

所有する当社株式数 26,500株
取締役在任年数 9年9か月
※本總會終結時

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況（予定）

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

※本議案が承認された場合

取締役候補者とする理由

候補者は、社長在任時に企業価値向上を目指して強いリーダーシップを発揮しました。指名委員会等設置会社への移行においては業務執行体制の構築に取り組み、迅速な意思決定による機動的な経営を推進し、競争力強化に尽力いたしました。また、会長就任後も更なるガバナンス体制の強化を目指した改革を推進しています。

指名委員会は、候補者が当社における経営経験及び事業に関する豊富な知識と経験を活かし、特に「企業経営、経営戦略」、「研究・開発」及び「環境」の分野における貢献が期待できるとともに、取締役会長として引き続き公正に経営の監督を遂行することが可能であると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

あさみ まさお
2 浅見 正男

1960年4月7日生（満60歳）

出席率（2020年度）

取締役会 100%（15/15回）

再任

執行

代表執行役社長



株主の皆様へ

コロナの影響を大きく受ける中、荏原製作所が社会、産業を支える企業であることを改めて強く感じ、社員の頑張り、ご協力いただいた皆様のサポートで乗り切ることができた1年でした。今年も2100年を見据え、E-Vision2030で掲げる持続可能な社会づくり、進化する豊かな生活づくりへの貢献、E-Plan2022の目標に向けて社員一丸となって邁進し、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

略歴並びに当社における地位及び担当

1986年 4月	当社入社	2015年 6月	当社執行役常務
2010年 4月	当社執行役員	2016年 4月	当社精密・電子事業カンパニー プレジデント
2011年 4月	当社精密・電子事業カンパニー 営業統括部長	2019年 3月	当社取締役（現在）
2014年 4月	当社常務執行役員	同	当社代表執行役社長（現在）

所有する当社株式数 取締役在任年数
23,200株 2年
※本総会終結時

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況（予定）

業務執行あり	1社
業務執行なし	0社

※本議案が承認された場合

取締役候補者とする理由

候補者は、精密・電子事業の責任者としてグローバルでの事業拡大を推進し、社長就任後は長期ビジョンE-Vision2030及び中期経営計画E-Plan2022の策定、及びその実現に向けた新技術・新事業の開拓や組織風土の改善に強いリーダーシップを発揮しています。指名委員会は、候補者が代表執行役社長を兼務する取締役として、長期ビジョンE-Vision2030及び中期経営計画E-Plan2022の達成を目指して業務執行の陣頭指揮を執っていくとともに、監督と執行の両面で取締役会での決議や審議に資する適切な役割を果たすことが可能であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

うだ さこん
宇田 左近

1955年5月22日生（満65歳）

出席率(2020年度)

取締役会	100% (15/15回)
指名委員会	100% (13/13回)
社外取締役会議	100% (13/13回)

再任

社外

独立役員

取締役会議長

指名委員



株主の皆様へ

社外取締役の取締役会議長として引き続き取締役会の実効性を高めるべく尽力いたします。新型コロナウイルスをはじめとして、予想を超えた変化、不確実性の中にあっても、取締役会が正しいアジェンダを設定し、課題解決に向け効率的な議論を行えるよう努めてまいります。E-Plan2022の着実な実現とさらにE-Vision2030に描かれた到達目標に向かって、執行が適切かつスピーディーな判断のできるようサポートし、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

略歴並びに当社における地位及び担当

1981年 4月	日本鋼管株式会社(現 JFEホールディングス株式会社)入社(1989年7月退職)	2014年 4月	ビジネス・ブレイクスルー大学経営学部長・教授(現在)
1989年 8月	マッキンゼー・アンド・カンパニー入社(2006年2月退職)	2014年 6月	株式会社ビジネス・ブレイクスルー取締役(現在)
2006年 2月	日本郵政株式会社執行役員	2015年 6月	公益財団法人日米医学医療交流財団理事
2007年10月	同社専務執行役(2008年6月退任)	同	当社指名委員会委員長
同	郵便事業株式会社(現 日本郵便株式会社)専務執行役員(2010年6月退職)	2015年 7月	当社筆頭社外取締役
2010年 5月	ビジネス・ブレイクスルー大学大学院教授(現在)	2016年 4月	ビジネス・ブレイクスルー大学副学長(現在)
2010年 7月	株式会社東京スター銀行執行役最高業務執行責任者(2011年6月退任)	2016年 9月	東京都顧問(2018年3月退任)
2011年 6月	当社取締役(現在)	2017年 6月	当社報酬委員会委員
2012年 9月	原子力損害賠償支援機構(現 原子力損害賠償・廃炉等支援機構)参与(2017年5月退任)	2017年 7月	公益財団法人日米医学医療交流財団専務理事(現在)
		2019年 3月	当社取締役会議長(現在)
		同	当社指名委員会委員(現在)

所有する当社株式数 1,100株
取締役在任年数 9年9か月
※本総会終結時

重要な兼職の状況

ビジネス・ブレイクスルー大学大学院教授
ビジネス・ブレイクスルー大学副学長・経営学部長・教授
株式会社ビジネス・ブレイクスルー取締役*
公益財団法人日米医学医療交流財団専務理事
(※は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	2社

※本議案が承認された場合

社外取締役候補者とする理由

候補者は、経営戦略などの専門家及び会社経営者として多くの企業に携わり、経営戦略や業務改善等に関する提言を行っています。当社の取締役会等の重要会議においても経営全般の観点から積極的に発言するとともに、取締役会議長として取締役会を牽引しています。また、指名委員会委員として取締役候補者の選定、社長の承継計画や候補人材の育成等にも貢献しています。

指名委員会は、候補者が特に「人事・人材開発」及び「企業経営、経営戦略」の分野における幅広い知識と高い見識を当社の経営の監督に反映するとともに、取締役会議長として引き続きリーダーシップを発揮することで取締役会の実効性が一層高まることを期待し、社外取締役候補者となりました。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

宇田左近氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

候補者番号

4

澤部 肇

1942年1月9日生（満79歳）

出席率（2020年度）

取締役会	93%（14/15回）
報酬委員会	100%（7/7回）
社外取締役会議	100%（13/13回）

再任

社外

独立役員

報酬委員会委員長



株主の皆様へ

荏原製作所の社会的価値と企業価値の持続的発展を図るべく、執行の公平性と効率性をモニタリングし、中長期的視点で、自己の知見を活かすことに尽力して参ります。

略歴並びに当社における地位及び担当

1964年 4月	東京電気化学工業株式会社（現 TDK株式会社）入社	2011年10月	早稲田大学評議員
1996年 6月	同社取締役、記録デバイス事業本部長	2012年 4月	一般社団法人日本能率協会理事（2018年3月退任）
1998年 6月	同社代表取締役社長	2012年 6月	TDK株式会社相談役（2019年3月退任）
2006年 6月	同社代表取締役会長	2014年 7月	早稲田大学評議員会副会長
2008年 3月	旭硝子株式会社（現 AGC株式会社）社外取締役（2014年3月退任）	2015年 6月	株式会社ジャパンディスプレイ社外取締役（2017年6月退任）
2008年 6月	帝人株式会社社外取締役（2016年6月退任）	同	当社取締役（現在）
同	野村證券株式会社社外取締役（2011年6月退任）	同	当社報酬委員会委員
2009年 6月	野村ホールディングス株式会社社外取締役（2011年6月退任）	2018年 7月	早稲田大学評議員会会長（現在）
2011年 3月	株式会社日本経済新聞社社外監査役（2019年3月退任）	2019年 4月	一般社団法人価値創造フォーラム21幹事会付顧問（現在）
2011年 6月	TDK株式会社取締役 取締役会議長	2020年 3月	当社報酬委員会委員長（現在）

所有する当社株式数 1,100株
取締役在任年数 5年9か月
※本総会終結時

重要な兼職の状況

早稲田大学評議員会会長
一般社団法人価値創造フォーラム21幹事会付顧問

当社を含む上場会社での役員兼職の状況（予定）

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

※本議案が承認された場合

社外取締役候補者とする理由

候補者は、長きにわたり電子部品業界を代表する上場企業の経営に携わり、企業経営全般に豊富な経験を有するとともに、様々な業界の上場企業における豊富な社外役員経験を有しています。当社の取締役会等の重要会議においても積極的に発言するとともに、報酬委員会委員長として、当社の取締役及び執行役の報酬体系の見直しや報酬水準の決定に関わる審議等、報酬委員会活動を牽引しています。指名委員会は、候補者が特に「人事・人材開発」、「財務・会計、資本政策」及び「企業経営、経営戦略」の分野において、豊富な経験と高い見識を当社の経営の監督に反映するとともに、報酬委員会委員長として引き続きリーダーシップを発揮することを期待し、社外取締役候補者となりました。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

澤部肇氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏が過去に業務執行に携わっていましたがTDK株式会社と当社グループとの年間取引関係は以下に示すとおりであり、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

取引対象等	取引の対価の受領者	取引の対価の提供者	取引額の占める割合比較対象	備考
精密部品等	TDK株式会社	当社グループ	0.1%未満 (2億円未満)	同社は2019年3月期第3四半期連結売上高
当社グループの製品及びアフターサービス等	当社グループ	TDK株式会社	0.1%未満 (20百万円未満)	同社は2019年3月期第3四半期連結売上高

候補者番号

5

おおえだ ひろし
大枝 宏之

1957年3月12日生（満64歳）

出席率（2020年度）

取締役会	100%（15/15回）
指名委員会	100%（13/13回）
社外取締役会議	100%（13/13回）

再任

社外

独立役員

筆頭社外

指名委員会委員長



株主の皆様へ

私が今まで培ってきた食品メーカーの企業経営の知見や経験も活かしながら、企業価値向上及びコーポレートガバナンス体制強化に取り組むとともに、指名委員会委員として人事・人材開発面で荏原製作所の更なる成長・発展に積極的に貢献してまいります。

略歴並びに当社における地位及び担当

1980年 4月	日清製粉株式会社 （現 株式会社日清製粉グループ本社）入社	2017年12月	日本ユネスコ国内委員会委員
2009年 6月	株式会社日清製粉グループ本社取締役	2018年 3月	当社取締役（現在）
2011年 4月	同社取締役社長	同	当社指名委員会委員
2015年 4月	国立大学法人一橋大学経営協議会委員	2018年 6月	積水化学工業株式会社社外取締役（現在）
2017年 4月	株式会社日清製粉グループ本社取締役相談役	2019年 3月	当社指名委員会委員長（現在）
2017年 6月	同社特別顧問（現在）	2019年 6月	公益財団法人一橋大学後援会理事長（現在）
同	株式会社製粉会館取締役社長（現在）	2020年 3月	当社筆頭社外取締役（現在）
		2020年12月	日本ユネスコ国内委員会副会長（現在）

【所有する当社株式】 取締役在任年数
1,100株 3年

※本総会終結時

【重要な兼職の状況】

株式会社日清製粉グループ本社特別顧問
株式会社製粉会館取締役社長
積水化学工業株式会社社外取締役※
公益財団法人一橋大学後援会理事長
日本ユネスコ国内委員会副会長
（※は候補者が役員を務める上場会社）

【当社を含む上場会社での役員兼職の状況（予定）】

業務執行あり	0社
業務執行なし	2社

※本議案が承認された場合

【社外取締役候補者とする理由】

候補者は、製粉・食品業界を代表する上場企業において経営に携わり、メーカーにおける経営トップの立場で事業業績を向上させた実績と企業経営全般に豊富な経験を有し、グローバルビジネスにも精通しています。当社においても筆頭社外取締役として社外取締役会議での議論を牽引するとともに、指名委員会委員長として社長の承継計画策定等、経営人材の選定や候補者人材の育成といった指名委員会の活動に貢献しています。指名委員会は、候補者が特に「人事・人材開発」、「財務・会計、資本政策」及び「企業経営、経営戦略」の分野において、豊富な経験と高い見識を当社の経営の監督に反映するとともに、指名委員会委員長として引き続きリーダーシップを発揮することを期待し、社外取締役候補者となりました。

【当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係】

大枝宏之氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏と当社グループとの取引関係はなく、同氏は当社の独立性の基準を満たしております。

候補者番号

はしもと まさひろ

6

橋本 正博

1948年8月28日生（満72歳）

出席率（2020年度）

取締役会	100%（15/15回）
報酬委員会	100%（7/7回）
監査委員会	100%（17/17回）
社外取締役会議	100%（13/13回）

再任

社外

独立役員

監査委員会委員長



株主の皆様へ

2020年はCOVID-19が世界的に感染拡大する中、当社グループにも大きな影響を及ぼしました。2021年に於いても引き続き厳しい環境の中、中期経営計画E-Plan2022の2年目を迎えました。社外取締役として感染拡大が及ぼす中長期的なインパクトやリスクに十分配慮しつつ当社の企業価値、社会・環境価値の向上に貢献出来るよう尽力して参ります。

略歴並びに当社における地位及び担当

1972年 4月	株式会社大和銀行 (現 株式会社りそな銀行) 入行	2005年 6月	同社代表取締役、取締役社長、 最高執行責任者(COO)
1998年11月	ダイワブルダニア銀行(インドネシア) 社長	2014年 4月	同社取締役副会長
1999年 7月	株式会社大和銀行国際部長 (2001年6月退職)	2015年 6月	同社相談役(非常勤)(2016年3月退任)
2001年 6月	大日本スクリーン製造株式会社 (現 株式会社SCREENホールディングス) 常務取締役、財務本部長	2016年 4月	熊本県産業振興顧問(現在)
2004年 6月	同社専務取締役	2018年 3月	当社取締役(現在)
		同	当社監査委員会委員(現在)
		2019年 3月	当社報酬委員会委員(現在)

所有する当社株式数 1,100株
取締役在任年数 3年
※本総会終結時

重要な兼職の状況
熊本県産業振興顧問

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

※本議案が承認された場合

社外取締役候補者とする理由

候補者は、国際金融分野における造詣が深く、財務に関する豊富な知識を有するとともに、半導体製造装置業界を代表する上場企業において長きにわたりトップとして経営に携わっており、企業経営全般に高い見識を有しています。当社においても監査委員会委員として当社及び当社グループの事業の監査を広く行うとともに、報酬委員会委員として当社の取締役及び執行役の報酬体系見直しや報酬水準の決定に関わる審議に貢献しています。

指名委員会は、候補者が特に「財務・会計、資本政策」、「監査」及び「企業経営、経営戦略」の分野における幅広い知識と高い見識を当社の経営の監督に反映するとともに、新たに監査委員会委員長としてリーダーシップを発揮することを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

橋本正博氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏と当社グループとの取引関係はなく、同氏は当社の独立性の基準を満たしております。

候補者番号

7

にしやま じゅんこ

西山 潤子

1957年1月10日生（満64歳）

出席率（2020年度）

取締役会	100%（15/15回）
監査委員会	100%（17/17回）
社外取締役会議	100%（13/13回）

再任

社外

独立役員

報酬委員



株主の皆様へ

当社を取り巻く経営環境は、このコロナ禍のもと、大きく変化しています。その中においても、荏原グループは、水や空気、環境の分野で社会に貢献するという志を持って社会課題の解決に邁進し続けています。一方でコーポレート・ガバナンスの体制強化を継続して推進して来ました。守りだけではなく攻めのガバナンスを体現できるよう、社外取締役として執行側を後押しし、企業価値向上、更なる成長と発展に貢献してまいる所存です。

略歴並びに当社における地位及び担当

1979年 4月	ライオン油脂株式会社 （現 ライオン株式会社）入社	2015年 3月	同社常勤監査役
2006年 3月	同社購買本部製品部長	2019年 3月	同社顧問（2021年3月退任予定）
2007年 3月	同社生産本部第2生産管理部 製品購買担当部長	同	当社取締役（現在）
2009年 1月	同社研究開発本部包装技術研究所長	同	当社監査委員会委員（現在）
2014年 1月	同社CSR推進部長	2019年 6月	株式会社ジャックス社外取締役（現在）
		2020年 6月	戸田建設株式会社社外監査役（現在）

所有する当社株式数 800株
取締役在任年数 2年
※本総会終結時

重要な兼職の状況

ライオン株式会社顧問（2021年3月退任予定）
株式会社ジャックス社外取締役*
戸田建設株式会社社外監査役*
（※は候補者が役員を務める上場会社）

当社を含む上場会社での役員兼職の状況（予定）

業務執行あり	0社
業務執行なし	3社

※本議案が承認された場合

社外取締役候補者とする理由

候補者は、ヘルスケア業界を代表する上場企業において研究開発、環境推進等に従事するとともに、常勤監査役として全社事業の監査にも携わっており、企業経営全般に豊富な経験を有しています。当社の取締役会等の重要会議においても積極的に発言するとともに、監査委員会委員として独立した立場からその知見に基づいて当社及び当社グループの事業の監査を広く行い、監査委員会の活動に貢献しています。

指名委員会は、候補者が特に「監査」、「研究・開発」及び「環境」の分野において豊富な経験と高い見識を経営の監督に反映するとともに、報酬委員会委員として力を発揮することを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

西山潤子氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

候補者番号

8

ふじもと みえ

藤本 美枝

1967年8月17日生（満53歳）

出席率（2020年度）

取締役会＊	100％（10/10回）
報酬委員会＊	100％（5/5回）
社外取締役会議＊	100％（10/10回）

再任

社外

独立役員

報酬委員



株主の皆様へ

E-Vision2030及びE-Plan2022の初年度であった昨年、取締役会では、計画・施策の進捗状況の検証に加えて、パンデミックによる中長期的な事業への影響や事業活動のあり方の変化について議論しました。先行き不透明なWith/Afterコロナの時代においては、多角的な視点がますます重要となっていると感じます。往原製作所が、長期ビジョンの目標実現に向けて着実に前進することに貢献できるよう、弁護士及び上場企業社外役員の経験を活かし、社外取締役及び報酬委員として尽力してまいります。

略歴並びに当社における地位及び担当

1993年 4月	弁護士登録（現在）	2016年 6月	株式会社東京放送ホールディングス（現 株式会社TBSホールディングス）社外監査役（株式会社TBSテレビ監査役）（現在）
同	新東京総合法律事務所入所		
2009年 6月	株式会社クラレ社外監査役	2019年 3月	株式会社クラレ社外取締役（2020年3月退任）
2015年 4月	TMI総合法律事務所入所（現在）	2020年 3月	当社取締役（現在）
2015年 6月	生化学工業株式会社社外監査役（現在）	同	当社報酬委員会委員（現在）

所有する当社株式数 500株

取締役在任年数 1年
※本総会終結時

重要な兼職の状況

弁護士
TMI総合法律事務所パートナー
生化学工業株式会社社外監査役＊
株式会社TBSホールディングス社外監査役＊
（株式会社TBSテレビ監査役）
（※は候補者が役員を務める上場会社）

当社を含む上場会社での役員兼職の状況（予定）

業務執行あり	0社
業務執行なし	3社

※本議案が承認された場合

社外取締役候補者とする理由

候補者は、弁護士として労働関連法規を中心とした企業法務に精通しているとともに、上場企業における豊富な社外役員経験と高い見識を有しています。当社においてもそれらの豊富な経験と高い見識・専門性を活かし取締役会等の重要会議において積極的に発言しているとともに、報酬委員会委員として当社の取締役及び執行役の報酬体系見直しや報酬水準の決定に関わる審議に貢献しています。指名委員会は、候補者が特に「法務、リスク管理」、「人事・人材開発」及び「監査」の分野において、豊富な経験と高い見識・専門性を当社の経営の監督に反映するとともに、報酬委員会委員として力を発揮することを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、候補者は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しています。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

藤本美枝氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしております。

＊藤本美枝氏は、2020年3月27日開催の第155期定時株主総会及び同日開催の取締役会において新たに取締役及び報酬委員会委員に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会及び各委員会等への出席状況を記載しています。

候補者番号

9

きたやま ひさえ
北山 久恵

1957年8月30日生（満63歳）

出席率（2020年度）

取締役会

－％（－/一回）

新任

社外

独立役員

監査委員



株主の皆様へ

このたび社外取締役の候補者となりました北山久恵です。公認会計士としての会計・監査の知識と経験を活かし、女性の柔軟な新たな発想により、守りのガバナンスと攻めのガバナンスの双方合わせながら、荏原製作所の中長期的な企業価値のさらなる向上や持続的な成長に貢献できるよう、精一杯尽力いたします。

略歴並びに当社における地位及び担当

1982年10月	監査法人朝日会計社 （現 有限責任あずさ監査法人）入社	2019年 6月	日本公認会計士協会近畿会会長（現在）
1986年 3月	公認会計士登録（現在）	2019年 7月	日本公認会計士協会副会長（現在）
1999年 5月	朝日監査法人 （現 有限責任あずさ監査法人）パートナー	同	有限責任あずさ監査法人専務役員（2020年6月退職）
2013年 7月	有限責任あずさ監査法人常務執行理事	2020年 6月	株式会社樺本チエイン社外取締役（現在）
		2020年 7月	北山公認会計士事務所開所（現在）

所有する当社株式数 取締役在任年数

0株 一年

※本総会終結時

重要な兼職の状況

公認会計士
日本公認会計士協会近畿会会長
日本公認会計士協会副会長
株式会社樺本チエイン社外取締役※
北山公認会計士事務所代表
（※は候補者が役員を務める上場会社）

当社を含む上場会社での役員兼職の状況（予定）

業務執行あり	0社
業務執行なし	2社

※本議案が承認された場合

社外取締役候補者とする理由

候補者は、公認会計士として監査法人における多様な監査経験と企業会計及び監査に関する高い見識を有するとともに、日本公認会計士協会の副会長及び近畿会会長等の要職を通じて培われた豊富な経験と幅広い知識を有し、女性会計士活躍促進及びダイバーシティ推進活動にも取り組んでいます。

指名委員会は、候補者が特に「法務、リスク管理」、「財務・会計、資本政策」及び「監査」の分野において、豊富な経験と高い見識・専門性を当社の経営の監督に反映するとともに、監査委員会委員として力を発揮することを期待し、新たに社外取締役候補者となりました。なお、候補者は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しています。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

北山久恵氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏が過去に業務執行に携わっていました有限責任あずさ監査法人と当社グループとの年間取引関係は以下に示すとおりであり、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

取引対象等	取引の対価の受領者	取引の対価の提供者	取引額の占める割合 比較対象	備考
アドバイザー業務	有限責任あずさ監査法人	当社グループ	0.2%未満 (2億円未満)	同監査法人 2020年6月期 売上高 同氏は2020年6月に 同監査法人を退職しています。

候補者番号

ながみね あきひこ
10 長峰 明彦

1958年5月5日生（満62歳）

出席率（2020年度）

取締役会

－％（－／－回）

新任

非執行

監査委員



株主の皆様へ

このたび取締役候補者となりました長峰明彦です。新型コロナウイルス感染症を契機に人々の行動様式も企業の経済活動も大きな転換期を迎えています。私は経理財務担当執行役としての経験を活かし、経営陣がこの変化を好機と捉え、社会の公器である公開企業として適切なリスク管理のもと果敢に挑戦して事業を成長させ、社会・環境価値並びに経済価値を高めていくことを後押しする所存です。株主の皆様への責務を果たすべく尽力いたします。

略歴並びに当社における地位及び担当

1982年 4月	株式会社荏原電産入社	2015年 4月	当社執行役員
2006年 6月	同社取締役	2015年 6月	当社執行役（現在）
2010年 7月	当社入社、財務・管理統括部審査室長	同	当社経理財務・連結経営・内部統制担当
2014年 4月	当社経理財務統括部長（現在）		

所有する当社株式数 11,391株

取締役に在任年数 一年

※本総会終結時

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況（予定）

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

※本議案が承認された場合

取締役候補者とする理由

候補者は、当社にて経理財務部門での豊富な経験があり、同部門の責任者として当社グループの経理財務に関する高度化・効率化を推進し、財務基盤の強化において強いリーダーシップを発揮してきました。

指名委員会は、候補者が特に「財務・会計、資本政策」の分野において、専門的な知見や業務執行経験等を活かして、常勤監査委員会委員としての職責を担いつつ、非業務執行取締役として公正で客観的に当社の経営の監督を遂行することが可能であると判断し、新たに取締役候補者となりました。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。

(1)当社は、宇田左近、澤部肇、大枝宏之、橋本正博、西山潤子、藤本美枝の6氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、本議案において6氏の再任が承認可決された場合には、6氏は引き続き独立役員となります。また、北山久恵氏の選任が承認可決された場合には、同氏は新たに独立役員となります。

(2)宇田左近、澤部肇、大枝宏之、橋本正博、西山潤子、藤本美枝の6氏が最後に選任された後、在任中の当社における法令違反について該当の事実はありません。

(3)宇田左近、大枝宏之、橋本正博、西山潤子、北山久恵の5氏が過去5年間に他の株式会社の役員に就任していた場合において、その在任中の当該他の株式会社における法令違反等について該当の事実はありません。

(4)澤部肇氏が2017年6月まで社外取締役に就任していた株式会社ジャパンディスプレイは、2020年4月に不適切会計に係る第三者委員会による調査結果及び過年度決算修正について公表しております。同氏は、同社在任期間中に当該事実を認識しておりませんでした。日頃から内部統制システムやコンプライアンスの重要性について注意を喚起していました。

(5)藤本美枝氏が2019年3月まで社外監査役、同月以降社外取締役に就任している株式会社クラレは、①防衛装備庁が発注する特定ビニロン製品の入札に関して独占禁止法に違反する行為、及び②浄水施設等で使用される特定活性炭の製造販売に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、それぞれ①2017年3月及び②2019年11月に公正取引委員会から排除措置命令等を受けました。同氏は、事前に当該事実を認識していませんでしたが、日頃から法令遵守の重要性について注意を喚起していました。当該事実の判明後は、取締役会等において会社の取り組みの内容を確認し、再発防止のための提言を行うなどの対応を行いました。

(6)社外取締役候補者の独立性等

①社外取締役候補者は、いずれも、過去に当社又は当社子会社の業務執行者又は役員であった事実はありません。

②社外取締役候補者は、いずれも、現在当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、過去10年間にも該当の事実はありません。

③社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていた事実もありません。

④社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

⑤社外取締役候補者は、いずれも、過去2年間に当社が合併等を行った会社の業務執行者であった事実はありません。

3. 「社外取締役の独立性基準」における「荏原グループと重要な取引関係がある企業」に関連して、各事業年度における次の金額及び比率が、いずれも500万円未満且つ0.1%未満のものについては、当該事業年度におけるこれらの取引関係に関する記載を省略しています。（軽微基準）

(1) 荏原グループから取引先企業への商品又はサービスの提供に係る取引金額、荏原グループの連結売上高に対する取引金額の占める割合

(2) 取引先企業から荏原グループへの商品又はサービスの提供に係る取引金額、取引先企業の連結売上高に対する取引金額の占める割合

4. 責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- (1)当社と宇田左近、澤部肇、大枝宏之、橋本正博、西山潤子、藤本美枝の6氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。なお、本議案において6氏の再任が承認可決された場合には、当社は引き続き6氏と同様の契約を継続する予定であります。
- (2)本議案において北山久恵氏の選任が承認可決された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。
5. 本議案が承認された場合には、指名、報酬及び監査委員会の構成について以下を予定しております。

指名委員会	宇田 左近、大枝 宏之（委員長）、前田 東一
報酬委員会	澤部 肇（委員長）、西山 潤子、藤本 美枝
監査委員会	橋本 正博（委員長）、北山 久恵、長峰 明彦

取締役会の役割と取締役選任基準

取締役会は、すべてのステークホルダーの立場について合理的な範囲で最大限の考慮をしつつ、株主から負託された「企業価値を継続的に向上させる」という命題を実現するために最善の努力を払わなければなりません。不祥事等のダウンサイドリスクを未然に防ぐための統制環境を整える観点（守りの姿勢）に加えて、アップサイドリスク、即ち事業機会の逸失を防止するために経営陣が果敢な挑戦を行えるような環境を整える観点（攻めの姿勢）においてリーダーシップを発揮することが求められます。

守りと攻めの両面でリーダーシップ発揮を可能とするために、取締役会は、多様な意見を交わすことで内輪の議論に陥ることを避けつつ、最良の結論を導き出すことのできる場でなければなりません。そのためには事業経営の観点から重要である事項について、社内外を問わず十分な知識と経験を有する人材で構成される必要があります。取締役には、自身が特定の分野において十分な専門的知見を有することに加えて、専門知識を有する構成員からの意見及び社内外からの情報に基づいて判断を下せる幅広い見識や論理的思考力を有することが求められます。

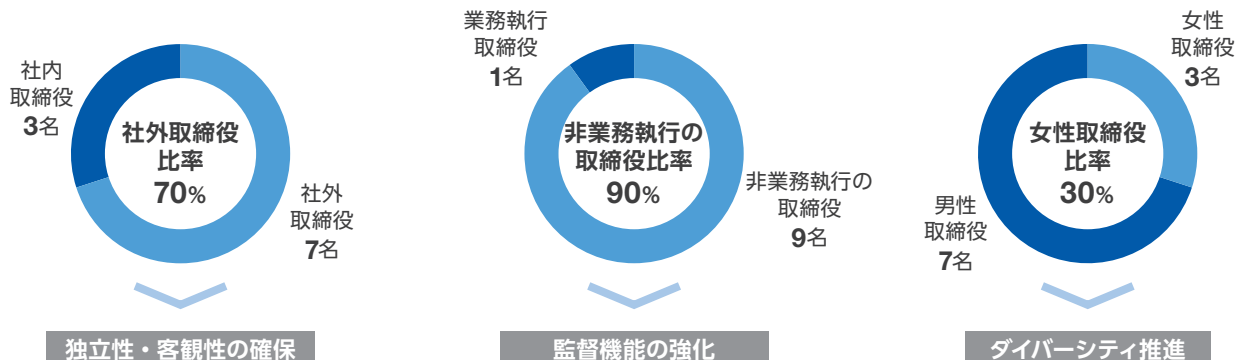
また、取締役会は、業務執行を担う経営陣に対する実効的な監督を可能とし、かつ業務執行の進捗状況及びその結果について業務執行とは独立した立場から客観的に評価し意見を述べることを可能とするために、監督と執行の明確な役割分担を実現しなければなりません。そのための機関設計として、業務執行の権限と責任を執行役に委任可能な指名委員会等設置会社を採用し、業務執行取締役を最小限とした上で、非業務執行の取締役（独立社外取締役*と執行役を兼務しない社内出身取締役）を有効に活用します。コーポレートガバナンスの要諦をなす指名、報酬及び監査の各委員会は、その独立性と客観性を確保するために非業務執行取締役のみで構成し、各委員会の委員の過半数は独立社外取締役とし、各委員会委員長も原則として社外取締役とします。

このような観点から取締役会の構成にあたっては、独立社外取締役を全取締役の少なくとも過半数とします。

※「独立社外取締役」：当社の独立性基準を満たし、東京証券取引所へ独立役員として届け出ている社外取締役をいいます。
当社の社外取締役は全員独立社外取締役です。

取締役会の構成

上記の「取締役選任基準」を基に選任された本議案可決後の取締役会は、以下のような構成となります。



社外取締役の役割と独立性基準

社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果及び執行役のパフォーマンスを随時検証・評価し、株主共同の利益の観点から、現執行役に経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することを、その主たる役割の一つとします。

社外取締役候補者は、業務執行とは完全に独立した立場で経営の本質に関する議論に参加できるよう、全員が高い独立性を有するとともに、会社経営の観点から重要と考えられる分野において十分な専門的知見を有する人物より決定します。

また、東京証券取引所が定める独立性基準を基に独自の独立性基準を設けています。

【社外取締役の独立性基準】

社外取締役には当社との間で重大な利害関係がない独立性のある者を選任するものとする。「重大な利害関係がない独立性のある者」とは以下に掲げる事項のいずれにも該当しない者を言う。

- 1) 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件に該当しない、当社及び当社子会社の内部従事者及び内部出身者
- 2) 当社及び当社連結子会社（以下、「荏原グループ」）と重要な取引関係がある企業の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役、執行役員又は業務を執行する社員に5年以内になったことのある者。「荏原グループと重要な取引関係がある企業」とは以下のいずれかに該当するものを言う。
 - ① 荏原グループの過去3年間の連結売上高に対し1年度でも2%以上の売上を行った企業
 - ② 荏原グループの過去3年間の調達で1年度でも調達先企業において連結売上高の2%以上に該当した企業
 - ③ 荏原グループの過去3年間の平均年度末借入残高が多い金融機関上位二行
- 3) 当社の大株主又はその利益を代表する者
具体的には、取締役候補者選定時から過去2年以内に発行済株式総数の10%以上を保有していた株主又はその利益を代表していた企業の取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人
- 4) 荏原グループに専門的サービスを提供している者
“専門的サービス”は、提供内容により以下の区分を行う。
 - ① 公認会計士
過去5年以内に荏原グループの会計監査業務に直接従事していた者
 - ② 弁護士、税理士、弁理士、司法書士又は経営コンサルタント
過去3年以内に荏原グループにサービス業務を提供し、年間1,000万円（税込）以上の報酬を得たことがある者
- 5) 荏原グループから寄付、融資、債務保証を受けている者又は受けている営利団体に所属している者
- 6) 第1号又は第2号のいずれかに該当する親族を二親等以内に有する者又はそれ以外の親等でも該当する親族と同居している者
- 7) 荏原グループから取締役又は監査役を受け入れている会社の取締役、監査役、執行役又は執行役員に現在就任している者

以上

第156期 事業報告 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 業績の全般的概況

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響による景気減速から先行き不透明な状況が続きました。日本経済においても設備投資は減少しており厳しい状況が続きましたが、一方で公共投資は大規模自然災害からの復旧・復興対策などに向けて堅調に推移しました。

当社グループの主要市場である石油・ガス市場においては、新型コロナウイルス感染症の影響と原油価格下落の影響が継続し案件の遅延や延期の動きがありました。また、建築設備市場においても一部の国や地域によっては引き続き工事中断や遅延の動きがみられました。一方、半導体市場においては米中貿易摩擦の影響はあるものの半導体需要は底堅く、回復基調となりました。

このような環境下、当連結会計年度の受注高は、半導体需要の拡大により精密・電子事業で前年度を大きく上回り

ました。新型コロナウイルス感染症からの影響を受けた風水力事業では、春先以降、一部の地域で回復はみられるものの、新規投資案件の延期や渡航制限などが依然として継続しており前年度を下回りました。また、環境プラント事業においては、投資案件の期ずれによる影響や公共向け大型投資案件を複数受注した前年度と比べると受注水準は低く、全体でも前年度を下回りました。

売上高は、精密・電子事業で伸ばしたものの風水力事業の建築設備市場向け売上が減少したことなどにより全体でも前年度並みとなりました。

営業利益は、精密・電子事業による増収に加え、風水力事業において製品の収益性改善や固定費抑制などにより全体では前年度を上回る結果となりました。

当連結会計年度における売上高は5,237億27百万円(前年度比0.2%増)、営業利益は378億79百万円(前年度比7.3%増)、経常利益は368億59百万円(前年度比3.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は244億73百万円(前年度比4.8%増)となりました。

業績ハイライト

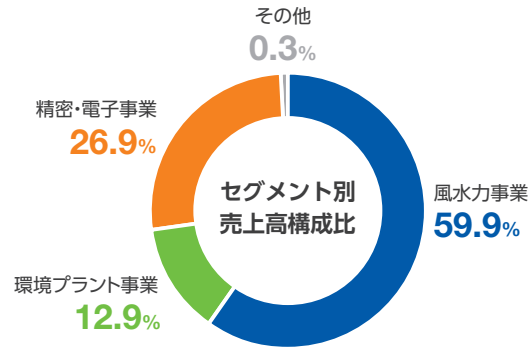
売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属 する当期純利益
5,237億27百万円	378億79百万円	368億59百万円	244億73百万円
前年度比 0.2%増 ▲	前年度比 7.3%増 ▲	前年度比 3.6%増 ▲	前年度比 4.8%増 ▲

② 財産及び損益の状況の推移

区分	年度	第153期 (2017年度)	第154期 (2018年度)	第155期 (2019年度)	第156期 (2020年度) (当連結会計年度)
受注高	(百万円)	413,569	575,576	552,225	511,921
売上高	(百万円)	381,993	509,175	522,424	523,727
営業利益	(百万円)	18,115	32,482	35,298	37,879
経常利益	(百万円)	16,529	31,281	35,571	36,859
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	9,531	18,262	23,349	24,473
1株当たり当期純利益	(円)	93.84	179.94	241.79	256.85
総資産	(百万円)	612,919	591,582	595,239	621,578
純資産	(百万円)	284,788	286,778	291,827	304,470
投下資本利益率(ROIC)	(%)	2.5	4.9	6.5	6.6
自己資本利益率(ROE)	(%)	3.5	6.6	8.3	8.4

(注) 1. 第153期は決算期変更により、2017年4月1日から2017年12月31日までの9か月間となります。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第155期の期首から適用しており、第154期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっています。

③ 事業の種類別セグメントの概況



セグメント別売上高

	第155期	第156期 (当連結会計年度)	前年度比
風水力事業	3,231億39百万円	3,135億81百万円	3.0%減 ▼
環境プラント事業	695億5百万円	675億36百万円	2.8%減 ▼
精密・電子事業	1,282億55百万円	1,411億19百万円	10.0%増 ▲



ポンプ



コンプレッサ

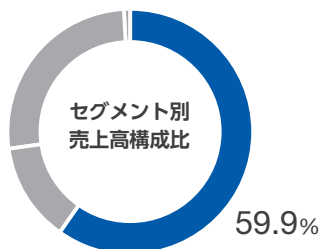


冷凍機

風水力事業

主要製品

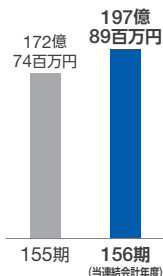
ポンプ、コンプレッサ、タービン、
冷凍機、冷却塔、送風機



売上高推移



セグメント利益推移



ポンプ事業

石油・ガス市場では、新型コロナウイルス感染症と原油価格下落の影響により中国以外の地域では軒並み案件が遅延・延期となっています。顧客からの引合いも低調で、少数の案件に多数のベンダーが入札し価格競争が激化しており、石油・ガス関連の受注高は前年度を下回りました。水インフラ市場は、中国、東南アジアで回復傾向にありますが、北米では新型コロナウイルス感染症の影響で各案件の始動が遅れており、受注高は前年度を下回りました。国内の建築設備市場は縮小傾向にあり、建築設備向けの受注高は新型コロナウイルス感染症の影響による工事中断や着工遅延などにより前年度を下回りました。一方、社会インフラの更新・補修に対する投資は前年度を上回り、受注高も前年度を上回りました。

コンプレッサ・タービン事業

新規製品市場全体としては、中国で石油化学が堅調に推移しています。北米のシェールガス関連では一部のLNGプロジェクトに動きがあったものの、全体としては遅延、停滞しており、インド、ロシアでも引き続き投資が遅延傾向にあり、製品の受注高は前年度を下回りました。サービス市場は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための移動制限により指導員派遣で影響が続き、全体として低調に推移しており、サービス分野の受注高は前年度を下回りました。LNG市場(クライオポンプ)は、一部の案件に動きはあるものの原油価格下落の影響が続いており、投資判断が遅延傾向にあります。

冷熱事業

国内では、生活様式の変化の影響を受けた宿泊施設や大型ショッピングセンター等の設備更新計画や既設製品の定期メンテナンス案件の延期・凍結が見られ、受注高は前年度を下回りました。中国では、火力発電等の一部の業界で市場の回復が遅れており、受注高は前年度を下回りました。

当連結会計年度における風水力事業の売上高は3,135億81百万円(前年度比3.0%減)、セグメント利益は197億89百万円(前年度比14.6%増)となりました。



廃棄物焼却プラント



テクニカルサポートセンター

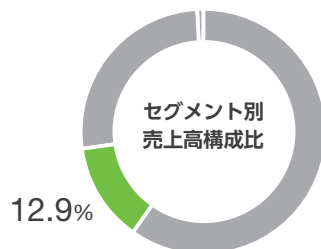


バイオマス発電プラント

環境プラント事業

主要製品

都市ごみ焼却プラント、産業廃棄物
焼却プラント、水処理プラント

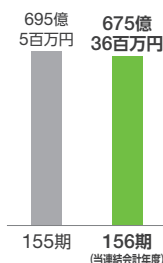


環境プラント事業

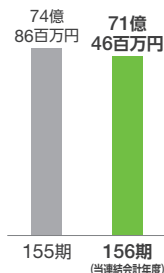
公共向け廃棄物処理施設の新規建設需要は、発注時期の遅れ等により例年を下回りましたが、既存施設の運転及び維持管理(O&M)の発注量は例年どおり推移しました。また、民間企業向けの木質バイオマス発電施設や廃プラスチック等を処理する産業廃棄物処理施設の建設需要は継続しています。このような市況において複数の案件を受注しましたが、前年度の受注高の水準が高く、受注高は前年度を下回りました。

当連結会計年度における環境プラント事業の売上高は675億36百万円(前年度比2.8%減)、セグメント利益は71億46百万円(前年度比4.5%減)となりました。

売上高推移



セグメント利益推移





ドライ真空ポンプ



CMP装置

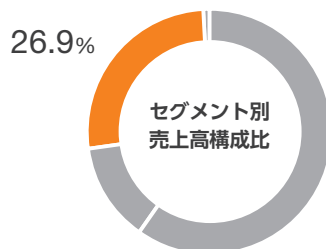


めっき装置

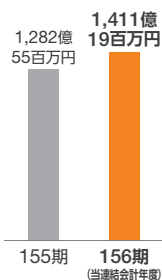
精密・電子事業

主要製品

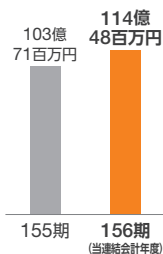
真空ポンプ、CMP装置、めっき装置、
排ガス処理装置



売上高推移



セグメント利益推移



精密・電子事業

半導体市場及び半導体製造装置市場は、新型コロナウイルス感染症による経済活動停滞の影響を一部で受けつつも、テレワークの定着や巣ごもり需要の増大等による半導体需要の底堅さにより、全体としては引き続き回復傾向にあります。ファウンドリ及びメモリーメーカーの設備投資は回復基調にあり、受注高は前年度を上回りました。また、顧客は高水準の稼働を継続しており、一部の顧客において新型コロナウイルス感染症拡大による稼働停止リスクを低減するための安全在庫増加施策が継続した影響により、サービス&サポートは引き続き堅調に推移しました。

当連結会計年度における精密・電子事業の売上高は1,411億19百万円(前年度比10.0%増)、セグメント利益は114億48百万円(前年度比10.4%増)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、生産能力拡大及び生産性向上を目的とした設備への投資を中心に322億95百万円を実施しました。なお、投資金額には、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資も含めています。

事業の種類別セグメントの設備投資は以下のとおりです。なお、投資金額にはセグメント間取引を含めています。

セグメントの名称	設備投資額(百万円)	設備投資の内訳
■ 風水力事業	12,567	生産能力の維持増強及び生産性向上を目的とした投資を行いました。
■ 環境プラント事業	880	情報設備や機能向上を目指した技術開発を中心に投資を行いました。
■ 精密・電子事業	16,470	生産能力増強を中心に投資を行いました。



藤沢事業所 (V7棟) のドライ真空ポンプ自動化ライン用設備に投資

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、普通社債の発行100億円、長期借入金27億72百万円及び短期借入金424億56百万円の資金調達を行いました。一方、長期借入金44億26百万円及び短期借入金526億58百万円を返済しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2020年度より、10年後の2030年に向けて目指すべき方向性を示した長期ビジョン「E-Vision2030」及び10年計画の最初の3年間で取り組むべき経営の方針や戦略を示した新中期経営計画「E-Plan2022」を定めました。

新中期経営計画「E-Plan2022」を「更なる成長に向けた筋肉質化」のステージと位置付け、以下の経営戦略を設定し、事業ごとの計画を策定・実行していきます。

① 新規事業

マーケットインの視点でグローバルに社会のニーズを新たにとらえ、当社の技術力に加え、外部リソースも活かした顧客へのソリューション提供を目指す。

② 既存事業

全社的には各事業間の連携を通じたシナジー最大化等によるサービス&サポート事業の強化を図るとともに、事業ポートフォリオに基づくメリハリのある事業別戦略を実施する。

ア. サービス&サポート事業の全社的な強化

事業部間連携によるシナジーの創出等により、各市場・顧客、各国・地域で最適なサービスを提供できる体制を構築

イ. メリハリある事業別戦略の実施

事業ポートフォリオにより成長事業と収益改善事業に区分し、それぞれの戦略を設定

ウ. 競争優位性を生み出す開発力の強化

圧倒的競争優位性を持つ製品・サービスを開発し続け、最大の収益を得る価格で販売

エ. グローバル調達体制の拡大

(a) 原価低減と固定費削減のための調達コスト削減

(b) 最適地調達

③ 市場戦略

中国・インド及びアフリカを中心としたグローバル、国内の各市場別施策を実行し、収益を最大化する。

ア. グローバル市場

成長が期待できる地域に投資やリソースを配分

イ. 国内市場

(a) 全事業における業務効率化

(b) 社会インフラの強靱化への貢献

④ 経営資本の強化

事業成長に必要な6つの資本（人・製造・財務・知財・社会関係・自然／環境）を事業環境の変化やグローバル

での事業拡大に資するものに進化・強化する。

ア. ROIC経営・ポートフォリオ経営の強化

(a) 事業ポートフォリオ評価によるリソース配分

(b) 事業ごとの資本効率向上

イ. 製造・技術・情報に係る戦略

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進による、製品やサービス、ビジネスモデルの変革

ウ. 人的資源に係る戦略

(a) グローバルでの人材の見える化やモビリティ向上により、世界中の「競争し、挑戦する」人材を最適配置・育成

(b) キャリア採用等によるダイバーシティの推進

⑤ 高度なESG経営の実践

事業の継続的な成長のため、変化する環境問題への取り組み、社会とのつながり及びガバナンスを強化する。

ア. 環境問題への取り組み（E）

(a) 高効率製品の投入による温室効果ガス排出量の削減

(b) 事業活動により生じる環境負荷の最小化

イ. 社会とのつながり（S）

(a) 安全・安心・便利な製品・サービスの提供による社会価値創造・提供

(b) 地域社会発展への寄与や人権の尊重

(c) 非営利の社会貢献は事業活動による社会価値提供とは位置付けを明確に分けた上で、文化施設への支援などを推進

ウ. ガバナンス（G）

(a) 取締役会主導による中長期の経営方針と執行部門による実行のサイクルをさらに進化させ、より実効性の高い体制を整備

(b) グローバル経営の進展等に合わせた、グループガバナンスやリスクマネジメントの進化

(ご参考)

1. 長期ビジョン「E-Vision2030」（10年後のありたい姿）

当社グループは、今後10年間、SDGsをはじめとする社会課題の解決に資する5つのマテリアリティ（重要課題）の実現を通じて持続的に貢献し、①社会・環境価値と②経済価値を同時に向上させていくことで企業価値を向上させることにより、グローバルエクセレントカンパニーを目指します。2030年における企業価値向上の目安として、時価総額1兆円規模を設定します。

＜成果目標の代表例＞

① 社会・環境価値

- ・CO₂約1億トン相当の温室効果ガスを削減する。
- ・世界で6億人に水を届ける。
- ・最先端の半導体デバイスである14オングストローム（100億分の1m）世代への挑戦により、
くらしの進化に寄与する。

② 経済価値

- ・投下資本利益率（ROIC）10.0%以上
- ・売上高 1兆円規模

2. 中期経営計画「E-Plan2022」

(1) 基本方針

① 事業成長への挑戦

新事業の開拓・創出や既存事業におけるグローバル市場への更なる展開

② 既存事業の収益性改善

収益基盤強化のための事業構造の変革と全事業でのサービス&サポート売上高の伸長

③ 経営・事業インフラの高度化

デジタルトランスフォーメーション（DX）への積極的な取り組み等による経営のスピードアップ、ROIC経営の深化

④ ESG 経営の進化

変化する環境問題への取り組み、社会とのつながりやガバナンスの強化

(2) 経営戦略

前記の「(4) 対処すべき課題」を参照ください。

(3) 達成すべき目標

※2021年2月12日開催の取締役会において、当社グループの連結財務諸表及び連結計算書類について、財務情報の国際的な比較可能性の向上を目的として、従来の日本基準に替えて、国際財務報告基準（以下、IFRS）を任意適用することを決議しました。

IFRS移行による2020年2月に公表した中期経営計画E-Plan2022の目標値への影響は表のとおりです。

なお、売上高営業利益率（全社・事業別）への影響は軽微であり、IFRS移行による目標値の変更はありません。

① 最重要経営指標（KPI）

項 目	年 度	第156期 (2020年度) (旧)日本基準	E-Plan2022 目標	
			(旧)日本基準	(新)IFRS基準
投下資本利益率(ROIC)		6.6%	8.0%以上	7.6%以上
売上高営業利益率		7.2%	8.5%以上	8.5%以上

② 目標を達成するためのモニタリング指標

項 目	年 度	第156期 (2020年度) (旧)日本基準	E-Plan2022 目標	
			(旧)日本基準	(新)IFRS基準
自己資本利益率(ROE)		8.4%	11.0%以上	11.2%以上
D/Eレシオ		0.26倍	0.3～0.5倍	0.4～0.6倍
(事業別営業利益率)				
風水力事業		6.3%	7.0%以上	7.0%以上
ポンプ事業		5.8%	6.5%以上	6.5%以上
コンプレッサ・タービン事業		7.8%	8.0%以上	8.0%以上
冷熱事業		5.8%	5.0%以上	5.0%以上
環境プラント事業		10.6%	9.5%以上	9.5%以上
精密・電子事業		8.1%	13.0%以上	13.0%以上

③ 成長投資

項 目	年 度	第156期 (2020年度)	E-Plan2022 目標(3年累計)
設備投資		322億円	1,000億円程度
研究開発費		125億円	400億円程度

④ 株主還元方針

項 目	年 度	第156期 (2020年度)	E-Plan2022 目標
連結配当性向		35.0%	35%以上

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	本社所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社荏原エリオット	千葉県 袖ヶ浦市	百万円 450	※ 100.0 %	コンプレッサ、タービン、プロワの製造・販売、アフターサービス
荏原冷熱システム株式会社	東京都 大田区	百万円 450	100.0	冷凍機、冷却塔の製造・販売、アフターサービス
株式会社荏原電産	東京都 大田区	百万円 450	100.0	電気機械器具の製造・販売、電気設備及び計装工事の施工
株式会社荏原風力機械	三重県 鈴鹿市	百万円 445	100.0	送風機の製造・販売、アフターサービス
荏原環境プラント株式会社	東京都 大田区	百万円 5,812	100.0	廃棄物処理施設の設計・施工及び運転・維持管理
株式会社荏原フィールドテック	神奈川県 藤沢市	百万円 475	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、試運転、アフターサービス
株式会社荏原エージェンシー	東京都 大田区	百万円 80	100.0	ビジネスサポートサービス、保険・旅行代理業
EBARA BOMBAS AMÉRICA DO SUL LTDA.	ブラジル	千ブラジルレアル 99,106	※ 100.0	深井戸用水中モータ・ポンプ及び陸上ポンプ製品の製造販売
荏原機械（中国）有限公司	中国	千米ドル 61,938	100.0	標準ポンプの製造・販売、アフターサービス
荏原機械淄博有限公司	中国	千米ドル 41,000	※ 100.0	大型ポンプ、高圧ポンプの製造・販売
嘉利特荏原泵業有限公司	中国	千米ドル 11,000	51.0	プロセスポンプ、高圧ポンプの製造・販売
Ebara Engineering Singapore Pte.Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 6,625	100.0	カスタムポンプ、標準ポンプ等の販売、アフターサービス、真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
Ebara Pumps Europe S.p.A.	イタリア	千ユーロ 22,400	100.0	ステンレスプレスポンプ、鋳物ポンプの製造・販売
Elliott Company	米国	千米ドル 1	※ 100.0	コンプレッサ、タービンの製造・販売、アフターサービス、極低温ポンプの製造・販売
Elliott Ebara Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 340	※ 100.0	コンプレッサ、タービンのアフターサービス
荏原冷熱システム（中国）有限公司	中国	百万円 1,888	※ 100.0	冷凍機、冷却塔の製造・販売
青島荏原環境設備有限公司	中国	百万円 3,150	※ 100.0	ボイラ・熱交換器等の製品品の製造・販売
Ebara Technologies Incorporated	米国	千米ドル 44,560	※ 100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
上海荏原精密機械有限公司	中国	百万円 495	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
Ebara Precision Machinery Korea Incorporated	韓国	百万ウォン 5,410	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
台湾荏原精密股份有限公司	台湾	千台湾ドル 330,000	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
Ebara Precision Machinery Europe GmbH	ドイツ	千ユーロ 11,145	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス

(注) ※印は、間接保有を含む比率です。

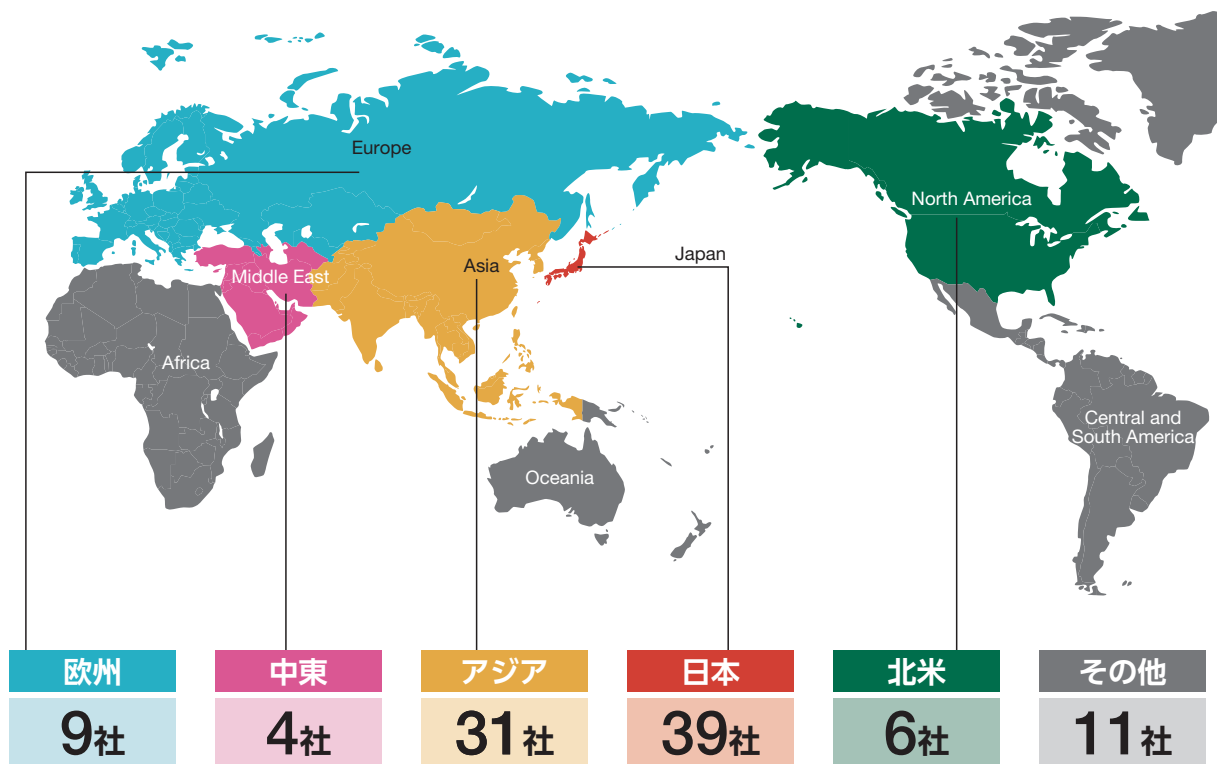
③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ 重要な関連会社の状況

会社名	本社所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
水ing株式会社	東京都港区	百万円 5,500	% 33.3	水処理、環境衛生施設の設計・施工及び運転・維持管理

(ご参考) 関係会社数 (2020年12月31日現在)



(6) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

事業	主要製品
■ 風水力事業	ポンプ、コンプレッサ、タービン、冷凍機、冷却塔、送風機
■ 環境プラント事業	都市ごみ焼却プラント、産業廃棄物焼却プラント、水処理プラント
■ 精密・電子事業	真空ポンプ、CMP装置、めっき装置、排ガス処理装置

(7) 主要な営業所及び工場（2020年12月31日現在）

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都大田区	中袖地区事務所	千葉県袖ヶ浦市
北海道支社	札幌市白石区	富津事業所	千葉県富津市
室蘭事務所	北海道室蘭市	藤沢事業所	神奈川県藤沢市
東北支社	仙台市宮城野区	中部支社	名古屋市西区
北陸支社	新潟市中央区	鈴鹿事業所	三重県鈴鹿市
羽田事務所	東京都大田区	大阪支社	大阪市北区
東京支社	東京都大田区	中国支社	広島市西区
北関東支社	さいたま市北区	九州支社	福岡市博多区
袖ヶ浦事業所	千葉県袖ヶ浦市	熊本事業所	熊本県玉名郡

② 重要な子会社

前記の「(5) 重要な親会社及び子会社の状況②重要な子会社の状況」をご参照ください。

③ 重要な関連会社

前記の「(5) 重要な親会社及び子会社の状況④重要な関連会社の状況」をご参照ください。

(8) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	前年度末比増減数
■ 風水力事業	11,316名	90名増
■ 環境プラント事業	2,673名	58名増
■ 精密・電子事業	2,547名	97名増
■ その他・共通部門	944名	155名増
合 計	17,480名	400名増

(注) 従業員数は就業人員数を記載しています。

(9) 主要な借入先 (2020年12月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	18,978
株式会社三菱UFJ銀行	11,201
株式会社日本政策投資銀行	4,500
株式会社商工組合中央金庫	3,500
Banca Nazionale del Lavoro S.p.A.	2,031
株式会社三井住友銀行	1,328

(注) 上記のほか、シンジケートローンによる借入金（総額10,000百万円）があります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2015年10月23日に、岐阜県岐阜市芥見の岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設において、当社連結子会社の荏原環境プラント株式会社（以下、「EEP」といいます。）による設備修繕作業中に火災事故が発生しました。なお、EEPは粗大ごみ処理施設に隣接するごみ焼却施設の運転管理業務を受託しています。

本事故の損害賠償に関し、岐阜市と対応を協議してまいりましたが、岐阜市からEEPに対し、43億62百万円及びその遅延損害金の支払いを求める損害賠償請求訴訟が岐阜地方裁判所に2019年1月31日付で提起されました。その後、岐阜市が2019年7月22日付で、損害賠償請求金額を44億74百万円及びその遅延損害金に変更する訴えの変更申立てを行い、EEPはその変更申立てを2019年7月25日に受領しました。さらに、岐阜市が2020年7月17日付で、損害賠償請求金額を45億82百万円及びその遅延損害金に変更する訴えの変更申立てを行い、EEPはその変更申立てを2020年7月20日に受領しました。

2 会社の株式に関する事項 (2020年12月31日現在)

(1) 当社が発行する株式に関する事項

① 発行可能株式総数

200,000,000株

② 発行済株式の総数

95,391,453株 (前年度末比261,600株増加)
(うち、自己株式の数 20,422株)

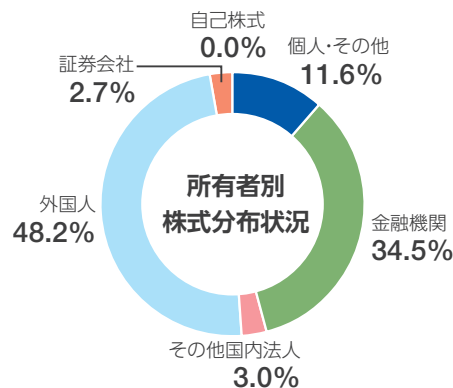
③ 資本金の額

79,451,473,523円 (前年度末比296,241,100円増加)

④ 株主数

21,132名 (前年度末比581名増加)

⑤ 大株主



株主名	持 株 数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,387	11.9
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	9,552	10.0
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	7,304	7.7
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	3,932	4.1
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	2,314	2.4
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	2,122	2.2
株式会社日本カストディ銀行(信託口7)	2,110	2.2
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,482	1.6
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,388	1.5
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	1,335	1.4

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

⑥ 当事業年度中に会社役員に対し報酬等として交付した株式

ア. 譲渡制限付株式の発行

当社は、2018年3月8日開催の報酬委員会において、当社の取締役、執行役及び一部従業員並びに当社子会社の一部取締役及び一部従業員に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的とした報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度並びに業績連動型株式報酬制度を導入することを決議しました。これを受け、2020年4月13日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として、新株式の発行を行うことを決議し、同年5月12日に普通株式88,500株を発行しています。これにより、資本金及び資本準備金がそれぞれ97,261,500円増加しています。なお、当社の取締役及び執行役に対して割り当てた譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。

役員区分	割当て対象人数	割り当てた株式の数
取締役(社外取締役を除く)	2名	16,000株
社外取締役	7名	3,500株
執行役	13名	36,100株

イ. 業績連動型株式の発行

当社は、2018年3月8日開催の報酬委員会において、当社の取締役、執行役及び一部従業員並びに当社子会社の一部取締役及び一部従業員に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的とした報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度並びに業績連動型株式報酬制度を導入することを決議しました。これを受け、2020年4月13日開催の取締役会において業績連動型株式報酬として、新株式の発行を行うことを決議し、同年5月12日に普通株式25,600株を発行しています。これにより、資本金及び資本準備金がそれぞれ28,134,400円増加しています。業績連動型株式報酬は、当社の中期経営計画を評価期間とし、対象役員等の役位に基づいて算定する変動報酬標準額を報酬委員会が予め定めた業績指標の中期経営計画が終了する事業年度における達成度に応じた範囲で調整した金額に相当する数の当社普通株式を発行又は処分する業績連動型の株式報酬制度です。今回の評価期間は、中期経営計画E-Plan2019の計画対象期間のうち、2018年度及び2019年度(2018年1月～2019年12月)までの2事業年度で、評価期間中に在籍した対象役員等に対して行われるものです。そのため、評価期間中に退任・退職済みの対象役員等であっても在任中の業績に応じた株数を割り当てています。なお、当社の取締役及び執行役に対して割り当てた業績連動型株式の数は以下のとおりです。

役員区分	割当て対象人数	割り当てた株式の数
取締役(社外取締役を除く)	2名	1,600株
執行役	12名	10,100株

⑦ その他株式に関する重要な事項

新株予約権の行使による新株式の発行

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が147,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ170,845,200円増加しています。

(2) 当社が保有する株式に関する事項

① 株式の政策保有に関する方針

当社は、原則として政策保有株式を保有しません。ただし、株式の保有を通じた保有先との提携が当社グループの企業価値向上に資すると判断される場合に限り保有することがあります。また、これらの政策保有株式については、その保有の合

理性につき以下の事項を取締役会において定期的に精査し、合理性の薄れた株式について、売却等の手段により保有を随時解消する方針とします。

《保有合理性の確認》

- ア. 保有先との提携に重要性があり、その関係継続が必要であること。
- イ. 保有に伴うリターンやリスクが資本コストに見合っていること。

なお、第156期において、期初に保有していた上場株式は全て売却しました。

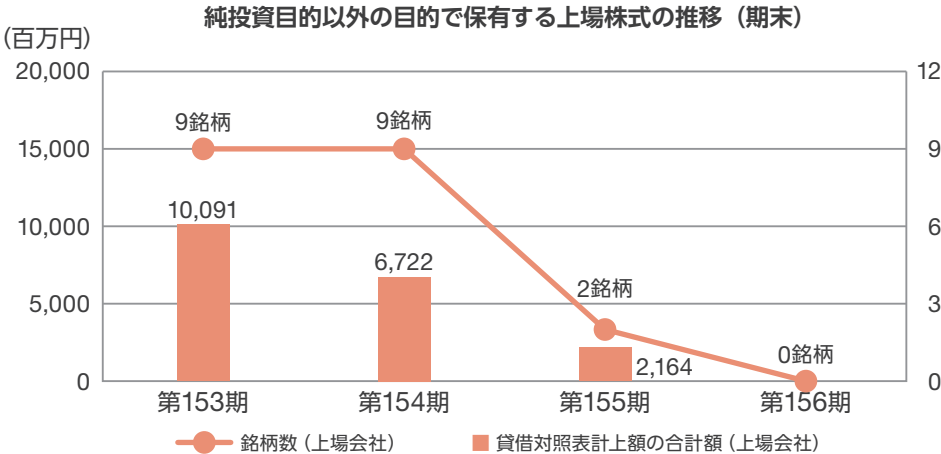
② 政策保有株式の議決権行使の基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、保有先及び当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものであるか否かを勘案の上、個別の議案ごとに賛否を判断します。その場合において、当社は、以下の事項を重視し、必要に応じて議案の内容等について保有先と対話します。

- ア. 定款変更
- イ. 取締役の選任
- ウ. 買収防衛策
- エ. 剰余金処分 等

③ 当社が純投資目的以外の目的で保有する株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

区分	年度	第153期 (2017年度)	第154期 (2018年度)	第155期 (2019年度)	第156期 (2020年度) (当連結会計年度)
銘柄数		50銘柄	46銘柄	41銘柄	39銘柄
うち上場会社の銘柄数		9銘柄	9銘柄	2銘柄	0銘柄
貸借対照表計上額の合計額	(百万円)	13,973	10,551	7,082	4,918
うち上場会社の合計額	(百万円)	10,091	6,722	2,164	—



3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に在任する当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年12月31日現在）

名称 (発行日)	業績 達成 条件	役員の保有状況			目的となる 株式の種類 及び数	行使時の 払込金額	行使期間
		取締役 (社外取締役 役を除く)	社外 取締役	執行役			
第1回新株予約権 (2009年11月5日)	有り	0個 (0名)	/	51個 (3名)	当社普通株式 10,200株	1株当たり 1円	2011年7月1日～ 2024年11月5日
第2回新株予約権 (2010年9月28日)	有り	0個 (0名)	/	3個 (1名)	当社普通株式 600株	1株当たり 1円	2011年7月1日～ 2024年11月5日
第3回新株予約権 (2011年9月27日)	有り	60個 (1名)	/	171個 (5名)	当社普通株式 46,200株	1株当たり 1円	2014年7月1日～ 2026年6月30日
第4回新株予約権 (2012年10月1日)	有り	0個 (0名)	/	18個 (1名)	当社普通株式 3,600株	1株当たり 1円	2014年7月1日～ 2026年6月30日
第5回新株予約権 (2013年10月1日)	有り	25個 (1名)	/	13個 (2名)	当社普通株式 7,600株	1株当たり 1円	2014年7月1日～ 2026年6月30日
第6回新株予約権 (2014年10月1日)	有り	96個 (1名)	/	180個 (6名)	当社普通株式 55,200株	1株当たり 1円	2017年7月1日～ 2029年6月30日
第7回新株予約権 (2015年10月1日)	有り	6個 (1名)	/	28個 (3名)	当社普通株式 7,600株	1株当たり 1円	2017年7月1日～ 2029年6月30日
	無し	0個 (0名)	4個 (2名)	/			2018年10月1日～ 2029年6月30日
第8回新株予約権 (2016年10月1日)	有り	0個 (0名)	/	8個 (2名)	当社普通株式 2,400株	1株当たり 1円	2017年7月1日～ 2029年6月30日
	無し	0個 (0名)	4個 (2名)	/			2019年10月1日～ 2029年6月30日
第9回新株予約権 (2017年10月1日)	有り	48個 (1名)	/	98個 (7名)	当社普通株式 15,000株	1株当たり 1円	2020年4月1日～ 2032年3月31日
	無し	0個 (0名)	4個 (2名)	/			2020年10月1日～ 2032年3月31日

- (注) 1. 取締役及び執行役保有分には、新株予約権発行時に当該取締役及び執行役が執行役員の地位にあったときに付与されたものが含まれています。また、取締役を兼務する執行役保有分については、執行役の欄に記載しています。
2. 2016年10月1日付で当社普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。これに伴い、第1回から第8回新株予約権の目的となる株式の種類及び数を1個につき200株とし、第9回新株予約権の目的となる株式の種類及び数は1個につき100株とします。
3. 割当てを受けた新株予約権者が新株予約権を行使できる期間は、行使期間のうち当社の取締役又は執行役在任中又は行使期間に関わらず退任後5年以内です。

(2) 当事業年度中に当社従業員並びに子会社役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 当社のコーポレートガバナンス

① コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は、「創業の精神」、「企業理念」、「荏原グループCSR方針」から構成される「荏原らしさ」を当社グループのアイデンティティ／共有すべき価値観と定め、この「荏原らしさ」のもと、持続的な事業発展を通じた企業価値の向上及び株主への利益還元を経営上最も重要な事項と位置付け、その実現のために、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

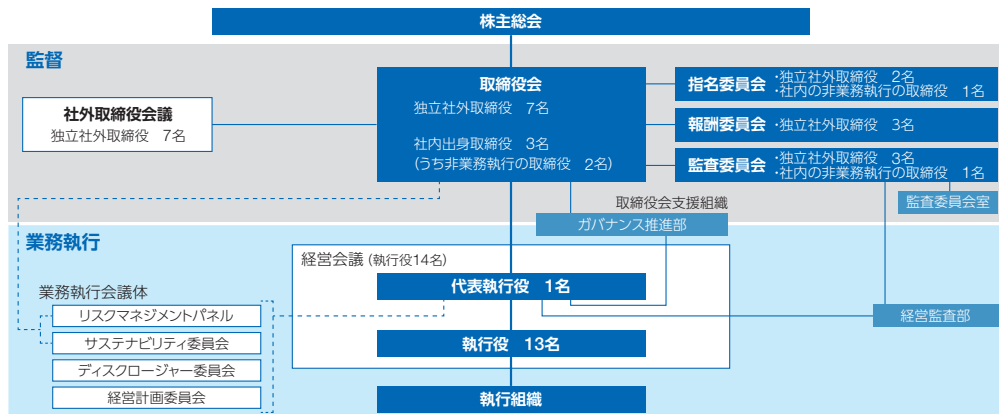
当社は、「荏原製作所 コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定しており、次に掲げる基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

- ア. 当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組みます。
- イ. 当社は、顧客、取引先、従業員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。また、これらのステークホルダーの権利・立場を尊重し、健全に業務を遂行する企業文化・風土を醸成していきます。
- ウ. 当社は、会社情報の適切な開示を通じて、企業経営の透明性の確保に努めます。
- エ. 当社は、独立社外取締役*が重要な役割を担い、かつ独立社外取締役を含む非業務執行の取締役を中心とするガバナンス体制を構築します。当社は、経営において監督と執行の明確な分離を実現するため、機関設計として「指名委員会等設置会社」を採用します。
- オ. 当社は、「IR基本方針」を別途定め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように、株主・投資家との間で建設的な対話を行います。

※「独立社外取締役」：当社の独立性基準を満たし、東京証券取引所へ独立役員として届け出ている社外取締役をいいます。当社の社外取締役は全員独立社外取締役です。

② 各機関の役割と構成

2020年12月31日現在におけるコーポレートガバナンス体制は以下のとおりです。



ア. 監督

(a) 取締役会

取締役会は、「企業戦略などの大きな方向性を示すこと」、「業務執行における適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと」及び「独立した客観的な立場から業務執行に対する実効性の高い監督を行うこと」の3点を主な役割としています。また、取締役会は、不祥事等のダウンサイドリスクを未然に防ぐための統制環境を整える観点（守りの姿勢）に加えて、アップサイドリスク、即ち事業機会の逸失を防止するために経営陣が果敢な挑戦を行えるような環境を整える観点（攻めの姿勢）においてリーダーシップを発揮します。取締役会は、監督と執行の明確な分離を実現するため、少なくとも全取締役の3分の1以上を独立社外取締役とし、全取締役の過半数を、非業務執行の取締役によって構成します。また、取締役会の議長には非業務執行の取締役が就任し、代表執行役社長との分離を図っています。

2020年12月31日現在の取締役会は、取締役10名で構成され、そのうち非業務執行の取締役が9名（うち女性2名を含む7名が独立社外取締役）です。取締役会の議長は独立社外取締役である宇田左近氏が務めています。当事業年度は15回開催しました。

(b) 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提案する取締役の選任及び解任に関する議案の決定、執行役の選任及び解任に関する取締役会への提言並びに役付取締役・役付執行役の選定及び解職に関する取締役会への提言に加えて、代表執行役社長の承継プランの策定を主な役割としています。指名委員会は、非業務執行の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とします。

2020年12月31日現在の指名委員会は、非業務執行の取締役3名で構成され、そのうち2名が独立社外取締役です。委員長は独立社外取締役である大枝宏之氏が務めています。当事業年度は13回開催しました。

(c) 報酬委員会

報酬委員会は、取締役及び執行役の個人別の報酬等に関する方針、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容などの決定に加えて、関係会社を含む役員報酬体系に関わる取締役会への提言などを主な役割としています。報酬委員会は、非業務執行の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とします。

2020年12月31日現在の報酬委員会は、非業務執行の取締役3名で構成され、その全員が独立社外取締役です。委員長は独立社外取締役である澤部肇氏が務めています。当事業年度は7回開催しました。

(d) 監査委員会

監査委員会は、当社及び当社の子会社の取締役・執行役又は従業員などが法的義務及び社内規程を遵守しているかについて監査するとともに、執行役が取締役会の定めた経営の基本方針及び中長期の経営計画などに従い、健全、公正妥当かつ効率的に業務を執行しているかを監視し検証します。監査委員会は、非業務執行の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とします。

2020年12月31日現在の監査委員会は、非業務執行の取締役4名で構成され、そのうち3名が独立社外取締役です。委員長は、社内情報を迅速かつ的確に把握し事業環境の変化を速やかに監査活動に反映させ、実効性の高い監査を実現するために、常勤・社内出身の藤本哲司氏が務めています。当事業年度は17回開催しました。

(e) 社外取締役会議

独立社外取締役がその責務を果たす上で十分な情報を入手し、課題等への認識共有を図るために必要な協

議を自由に行う場として、独立社外取締役のみで構成される社外取締役会議を設置しています。互選により選定された筆頭社外取締役が議長を務めます。

2020年12月31日現在の筆頭社外取締役は大枝宏之氏が務めています。当事業年度は13回開催しました。

イ. 業務執行

(a) 経営会議

経営の業務執行に関する重要事項について、代表執行役社長が意思決定を行うために必要な審議を行う業務執行会議体として、全執行役で構成する「経営会議」を設置しています。執行役は、取締役会から委任された職責範囲のみならず、経営会議の全審議事項に対して、自らの経験及び知見に基づき、当社グループ全体最適の観点から積極的に意見を表明し、議論を尽くしています。経営会議は毎月開催しています。当事業年度は12回開催しました。

(b) 経営計画委員会

中期経営計画を年度別に具体化するために、各組織の年度ごとの予算及び経営課題行動計画の審議・決定とそのフォローアップを行う業務執行会議体として、代表執行役社長が委員長を務め、全執行役で構成する「経営計画委員会」を設置しています。各事業単位での段階的審議を経て、経営計画委員会において予算及び経営課題行動計画を決定し、部門責任の明確化と経営効率の増進を図っています。経営計画委員会は、連結の年度経営計画の進捗状況を四半期ごとに審議しています。当事業年度は4回開催しました。

(c) リスクマネジメントパネル

リスク管理活動を統括し、審議、改善指導・支援を行う機関として、リスクマネジメントパネル（以下、「RMP」といいます。）を設置しています。RMPは代表執行役社長を議長とし、全執行役により構成しています。また、リスク管理における監督機能を発揮するために非業務執行の取締役が陪席し、必要に応じて助言等を行っています。RMPの審議状況は取締役会に報告され、取締役会は情報を的確に捉えて、監督機能を発揮できる体制を整備しています。RMPは四半期ごとに定期開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。当事業年度は9回開催しました。

(d) サステナビリティ委員会

当社グループが事業活動を通じてサステナブルな社会・環境の構築に寄与し、企業価値を継続的に向上させるため、事業とそれを支える活動の対応方針の審議、KPI及び目標の決定、並びに成果の確認等を行うことを目的としてサステナビリティ委員会を設置しています。サステナビリティ委員会は代表執行役社長を委員長とし、執行役が委員を務め、サステナビリティ経営に関する社外有識者がアドバイザーとして参加しています。また、サステナビリティ委員会の目的に資する監督機能を発揮するため、同委員会への非業務執行の取締役の陪席を推奨し、非業務執行の取締役が必要に応じて助言等を行っています。サステナビリティ委員会の審議状況は取締役会に報告され、取締役会は情報を的確に捉えて、監督機能を発揮できる体制を整備しています。サステナビリティ委員会は四半期ごとに定期開催され、当事業年度は5回開催しました。

(e) ディスクロージャー委員会

当社グループ全体に係る発生事実、決定事実及び決算情報等の会社情報について、公正かつ適時、適正な開示に対応するため、社内横断組織であるディスクロージャー委員会を設置しています。ディスクロージャー委員会は、開示是非判断の対象となる会社情報を漏れなく収集し、その情報開示の是非、開示内容及び開示時期を審議し、代表執行役社長に上申します。また、社内承認手続の完了後に開示手続を行います。当事業年度は11回開催しました。

③ 代表執行役社長の選任・解任プロセス及び後継者計画

当社は、経営陣において特に中心的な役割を担う代表執行役社長の選任・解任の基準・方針の策定・実施を、当社における最も重要な戦略的意思決定であると位置付けています。

《代表執行役社長の選任・解任プロセス》

代表執行役社長の選任については、指名委員会で策定した代表執行役社長の選任基準及び方針に基づき、指名委員会が最終候補者を取締役に提言し、取締役会で決定します。指名委員会は、定期的又は随時に、現任の代表執行役社長について、後継者計画において定めた代表執行役社長の資質に関する要件への適性を確認するものとし、代表執行役社長が退任するときには、当該後継者計画に基づき、代表執行役社長の後継者に関し、取締役会へ提言を行います。また、取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、代表執行役社長がその機能を十分に発揮していないと認められる場合に、代表執行役社長の解任の是非を議論するための独立性・客観性のあるプロセスを確立しています。具体的には、指名委員会が、現任の代表執行役社長の適性について定期的な確認を行う際に、単年度連結業績が3決算期連続して指名委員会の定める基準に未達の場合、特段の事由が無い限り、指名委員会は現任の代表執行役社長の再任について推奨しないことを取締役会へ提案し、取締役会で解任の是非に関する議論を行うこととしています。

《代表執行役社長の後継者計画》

当社の経営戦略の実現に取り組み、成長ビジョンの軌道に乗せる次期代表執行役社長を選出するため、指名委員会が中心となり、代表執行役社長の後継者計画を策定するとともに、経営者としての適性を備えた候補者群を継続的かつ計画的に育成するためのプログラムを策定し、いつでも適任者を推薦できる体制の確保に取り組んでいます。指名委員会は、後継者計画に基づき、社長に求める必要な能力、資質（ポテンシャル）、経験・知識・スキルを荏原流「経営者のあるべき像」として特定し、その具体的な判定方法・判定基準を定めるとともに、幅広い年齢層からの候補者の選定、育成の実施、育成状況の確認に主体的に関与しています。

④ 取締役に対するトレーニングの方針

取締役会を有効に機能させるための環境整備の一環として、新任の取締役には、就任前又は就任後速やかに取締役の職責を果たすために必要な、財務・法務・コーポレートガバナンス等に関する知識・知見を習得する機会を設けています。新任の独立社外取締役には、当社グループへの理解を深めることを目的として、当社グループの経営戦略、財務状態、経営課題、その他重要な事項について、担当執行役等から説明を行うとともに、事業拠点への視察等を通じて知識・知見を習得する機会を適宜設けています。また、取締役就任後においても、社外有識者による講義等の機会を提供する等、適宜適切なトレーニングの機会の設定に努めています。

⑤ 取締役会の実効性向上に向けた取組

ア. 取締役会実効性評価の目的

当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでいます。コーポレートガバナンスを有効に機能させるために、取締役会がどのように貢献しているかを検証し、課題を抽出し、改善を図る目的で、指名委員会等設置会社への移行を機に、2015年度より取締役会自身が取締役会全体の実効性評価を毎年実施し、その結果の概要を開示しています。毎年の評価では、前年度に課題として認識された事項の改善状況の検証を行い、その結果を踏まえて次の課題を抽出しており、連続性のあるガバナンス改革のPDCAサイクルを回しています。

イ. これまでの実効性評価に基づく主なガバナンス改革

1) 取締役会の議題・議論についての改革

①中長期的課題に対する議論の強化	取締役会において中長期的課題に関する議論の比重を一層高めていく必要があるとの認識に沿って、長期経営ビジョン、それを具現化する中期経営計画の検討、各事業の戦略、組織体制、人事戦略等を予め取締役会の年間議題に組み込み、時間をかけた議論を行うようになりました。
②議論の質の向上・深化	取締役会の数日前に社外取締役会議を開催し、担当執行役から取締役会議題の主要項目の説明を受け、それに対する理解を深めるとともに社外取締役間で自由な討議を行ってきました。取締役会では各社外取締役が課題を理解したうえで、独自の視点、責任で発言を行うことにより、取締役会の討議の質が高まるとの認識が共有されており、実効性評価においてもこの社外取締役会議の意義が確認されました。

2) 取締役会の規模・構成についての改革

①社外取締役の規模・構成	社外取締役についてはその背景、経験の多様性が重要であり、今後の先の見えない社会環境の中では多様な意見が自由に交わされることの重要性が認識されました。実効性評価において、現在の取締役10名中社外取締役が7名を占める体制の妥当性が確認されました。
②業務執行を兼務する社内取締役	業務執行を兼務する取締役を段階的に減員し、代表執行役1名となった現在の体制については、実効性評価において、監督と執行の分離が促進され、執行の責任と取締役会の役割が一層明確化されたとの認識が共有されました。
③取締役会議長就任	さらなる公正性と透明性の確保、株主の視点に立った議題設定が実現できるよう、2019年より社外取締役が取締役会議長を務める体制にしました。その有効性を点検するため議長評価を実効性評価のフレームに組み入れ、毎年取締役会において検証することにしました。

3) 委員会の実効性についての改革

①委員会の実効性評価	指名・報酬・監査の各委員会において、実効性評価を通じてそれぞれの機能、果たすべき役割が共有され、またその目的達成について十分な独立性と能力があるのか自己評価が進みました。
②監査委員会のサポート体制	特に監査委員会は、実効性評価において監査委員会をサポートする体制の強化が必要だと認識され、そのための体制及び人材配置の拡充を行いました。

ウ. 2020年度「取締役会実効性評価」について

2020年度における取締役会の実効性評価においては、社会状況の変化、当社を取り巻く課題対応という観点から新たな項目を追加するとともに、監査委員会に関する自己評価の項目を拡大・強化しました。また、毎年のベンチマーキング分析^{*}に加えて、2020年度は、取締役会の自己評価及び活動状況の開示に対する評価の高い海外の4社の開示資料を基にしたベンチマーキングを新たに取り入れ、当社におけるさらなる実効性評価の向上に向けた運営施策の参考にしました。

※「毎年のベンチマーキング分析」…当社はコーポレートガバナンス体制に関する自己点検を目的として、毎年、国内外のガバナンス基準・ガイドライン等との比較を行っています。

(a) 評価プロセス

質問票の回答結果、外部専門家による個別インタビュー結果、ベンチマーキング分析の結果を全取締役にて共有し、取締役会において集中討議を行いました。あわせて、実効性評価の結果を踏まえて、議長を除く全取締役による議長に対する評価を行い、次年度の議長の継続の是非に関する審議を行いました。

(b) 評価結果の概要

取締役会として、調査によって得られた結果を基に議論を重ねた結果、取締役会及び委員会において重要な課題に対する十分な議論が行われ、適切に運営されていること、昨年の課題として挙げられた事項については取組みが進んでいることが確認されたことから、当社取締役会の実効性は十分に確保できていると評価しました。

(c) 今後の対応

取締役会は、これまで進めてきた改革の継続とあわせて、以下の各項について今後継続的に取締役会等で議論し、取締役会の実効性をさらに高めていくことを確認しました。

- ・ 今後とも中長期的な重要課題を選択し、十分な議論を行う機会を設け、執行が適切な判断のもと、その実行のスピードを速めることができるように後押しを続ける。その結果について定期的な検証・評価・フォローアップを継続していく。
- ・ 取締役会の構成、多様性の維持について中長期的な観点からその人材ポートフォリオ構成及び社外取締役のサクセッションプランについて指名委員会での議論を踏まえつつ、取締役会としてその内容を共有していく。
- ・ 資本市場との対話、資本市場を念頭に置いたメディアとの対話をより戦略的、効果的に行えるよう基本的な考え方を議論し執行の後押しを行う。
- ・ ベンチマーキング分析から得られた、当社において既に実施されているものの必ずしも明文化されていないガイドラインなどについて明文化に向けた検討を行う。

2020年度「取締役会実効性評価」の全文は以下の当社ウェブサイトにて掲載しています。

<https://www.ebara.co.jp/about/ir/library/corporategovernance/index.html>

(2) 取締役及び執行役の氏名等 (2020年12月31日現在)

① 取締役

氏名				地位	担当、重要な兼職の状況
前	田	東	一	取締役会長	指名委員会委員
浅	見	正	男	取締役代表執行役社長	
宇	田	左	近	取締役	取締役会議長 指名委員会委員 ビジネス・ブレイクスルー大学大学院 教授 ビジネス・ブレイクスルー大学 副学長・経営学部長・教授 株式会社ビジネス・ブレイクスルー 取締役 公益財団法人日米医学医療交流財団 専務理事
澤	部		肇	取締役	報酬委員会委員長 早稲田大学評議員会 会長 一般社団法人価値創造フォーラム21幹事会付顧問
山	崎	彰	三	取締役	監査委員会委員 公認会計士 日本公認会計士協会 相談役 東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社 社外監査役 株式会社地域経済活性化支援機構 社外監査役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 社外取締役
大	枝	宏	之	取締役	筆頭社外取締役 指名委員会委員長 株式会社日清製粉グループ本社 特別顧問 株式会社製粉会館 取締役社長 積水化学工業株式会社 社外取締役 公益財団法人一橋大学後援会理事長 日本ユネスコ国内委員会副会長
橋	本	正	博	取締役	報酬委員会委員 監査委員会委員 熊本県産業振興顧問
西	山	潤	子	取締役	監査委員会委員 ライオン株式会社顧問 株式会社ジャックス 社外取締役 戸田建設株式会社 社外監査役

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
藤 本 美 枝	取締役	報酬委員会委員 弁護士 TMI総合法律事務所 パートナー 生化学工業株式会社 社外監査役 株式会社TBSホールディングス 社外監査役 (株式会社TBSテレビ 監査役)
藤 本 哲 司	取締役	監査委員会委員長（常勤）

- (注) 1. 取締役 宇田左近、澤部肇、山崎彰三、大枝宏之、橋本正博、西山潤子、藤本美枝の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 取締役 宇田左近、澤部肇、山崎彰三、大枝宏之、橋本正博、西山潤子、藤本美枝の7氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。当社は、東京証券取引所に対して同7氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。
3. 監査委員 藤本哲司氏は、当社の経理財務部門の責任者を務めた経験があり、山崎彰三氏は公認会計士の資格を有しています。また、橋本正博氏は大日本スクリーン製造株式会社（現 株式会社SCREENホールディングス）において財務本部長を務めた経験があり、西山潤子氏はライオン株式会社の常勤監査役として国際財務報告基準（IFRS）の連結財務諸表等に係る監査を実施した経験があり、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 取締役 藤本美枝氏は、2020年3月27日開催の第155期定時株主総会において、新たに選任され、就任しました。
5. 取締役 国谷史朗、津村修介の両氏は、2020年3月27日開催の第155期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
6. 社外取締役の各氏の重要な兼職先と当社との間にはいずれも特別な関係はありません。
7. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役全員との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。
8. 当社は、監査委員会活動の実効性を高めるため、当社の内部統制に精通している取締役による執行部門からの情報収集や内部監査部門等からの報告受領、子会社の監査等による情報の把握及び各種会議への出席を継続的・実効的に行う必要があることから、社内出身の非業務執行の取締役である藤本哲司氏を常勤の監査委員会委員として選定しています。

② 執行役

氏名				地位	担当、重要な兼職の状況	
浅	見	正	男	代表執行役社長		
野	路	伸	治	執行役	風水力機械カンパニープレジデント 兼 冷熱事業担当	
沖	山	喜	明	執行役	風水力機械カンパニー 標準ポンプ事業部長 兼 荏原機械（中国）有限公司 董事長	
山	田	秀	喜	執行役	風水力機械カンパニー カスタムポンプ事業部長 兼 嘉利特荏原泵業有限公司 董事長	
喜	田	明	裕	執行役	風水力機械カンパニー システム事業部長	
マイケル・ローダイ				執行役	風水力機械カンパニー コンプレッサ・タービン事業担当 エリオットグループホールディングス株式会社 取締役CEO Elliott Company CEO	
大	井	敦	夫	執行役	環境事業カンパニープレジデント 兼 荏原環境プラント株式会社 代表取締役会長	
戸	川	哲	二	執行役	精密・電子事業カンパニープレジデント	
勝	岡	誠	司	執行役	精密・電子事業カンパニー 装置事業部長	
永	田		修	執行役	グループ経営戦略・人事統括部長	
中	山		亨	執行役	法務・総務・内部統制・リスク管理統括部長	
長	峰	明	彦	執行役	経理財務統括部長	
小	和	瀬	浩	執行役	情報通信統括部長	
曾	布	川	拓	執行役	技術・研究開発・知的財産担当 兼 精密・電子事業カンパニー 技術統括部長	

- (注) 1. 代表執行役社長 浅見正男氏は、取締役を兼務しています。
2. 執行役 マイケル・ローダイ、小和瀬浩之の両氏は、2020年3月27日開催の取締役会において、新たに選任され、就任しました。
3. 執行役 木村憲雄、宮下俊彦の両氏は、2020年3月27日開催の取締役会終結の時をもって任期満了により退任しました。

(3) 取締役及び執行役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役及び執行役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)											
		基本報酬		短期業績 連動報酬		ストック オプション		譲渡制限付 株式報酬		業績連動型 株式報酬		その他	
		支給 人数	金額	支給 人数	金額	支給 人数	金額	支給 人数	金額	支給 人数	金額	支給 人数	金額
取締役 (社外取締役を除く)	154	3名	98	2名	24	3名	△1	3名	39	3名	△5		
社外取締役	109	8名	102			4名	0	8名	7				
執行役	841	16名	398	14名	301	8名	△5	15名	77	16名	35	1名	32
合計	1,105	27名	598	16名	326	15名	△6	26名	124	19名	29	1名	32

- (注) 1. 上記には、2020年12月31日現在の取締役及び執行役に対して当事業年度の在任期間に応じて支給された報酬等及び、2020年3月27日開催の第155期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び同日開催の取締役会終結の時をもって退任した執行役2名に対して2020年1月から退任時までには支給された報酬等の額を記載しています。
2. 取締役を兼務する代表執行役社長に支給された報酬等については、執行役の欄に記載しています。
3. 執行役の報酬等の額には、子会社の役員を兼務している執行役が子会社から受け取った報酬額164百万円（基本報酬76百万円、短期業績連動報酬53百万円、その他33百万円）を含めた総額を記載しています。
4. 非業務執行の取締役（社外取締役を除く）の短期業績連動報酬は、全社業績の達成度合いを、執行役の短期業績連動報酬は、全社業績又は事業業績に加え、個人別の目標を設定し、その達成度合いを評価して、報酬委員会での審議を経て、個別の額を決定しています。
5. 短期業績連動報酬は、2020年12月31日在任の取締役（社外取締役を除く）と執行役に対して、当事業年度を対象期間とした短期業績連動報酬（2021年3月支給予定）の総額を記載しています。
6. 2017年度をもってストックオプション制度を廃止し、2018年度からは譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度を導入しています。
7. 当事業年度はストックオプションの新たな付与を行っていませんが、過年度の付与分のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
8. 譲渡制限付株式報酬は、当事業年度に付与した譲渡制限付株式報酬のほか、過年度に付与した譲渡制限付株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
9. 業績連動型株式報酬は、当事業年度に業績が確定し2020年5月支給及び2023年5月支給予定の業績連動型株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
10. その他は、マイケル・ローダイ氏が子会社より2023年に支給を受ける予定の業績連動型現金報酬のうち当事業年度に費用計上すべき27百万円及び当該事業年度に支給を受けた年金拠出金4百万円の総額を記載しています。

② 報酬等の総額が1億円以上である役員の報酬等の種類別の額

氏 名	報酬等の 総額 (百万円)	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)					
			基本報酬	短期業績連動報酬	ストックオプション	譲渡制限付株式報酬	業績連動型株式報酬	その他
代表執行役社長 浅見正男	118	当社	54	39	△0	16	9	－
執行役 マイケル・ローダイ	21	当社	－	19	－	－	2	－
	106	エリオットグループ ホールディングス 株式会社	39	31	－	－	3	32

- (注) 1. 短期業績連動報酬は、当事業年度を対象期間とした短期業績連動報酬（2021年3月支給予定）の総額を記載しています。
2. 当事業年度はストックオプションの新たな付与を行っていませんが、過年度の付与分のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
3. 譲渡制限付株式報酬は、当事業年度に付与した譲渡制限付株式報酬のほか、過年度に付与した譲渡制限付株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
4. 業績連動型株式報酬は、当事業年度に業績が確定し2020年5月支給及び2023年5月支給予定の業績連動型株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
5. その他は、マイケル・ローダイ氏が2023年に支給を受ける予定の業績連動型現金報酬のうち当事業年度に費用計上すべき27百万円及び当該事業年度に支給を受けた年金拠出金4百万円の総額を記載しています。

③ 当社の役員が受ける報酬等の決定に関する方針

取締役及び執行役の報酬等については報酬委員会で決定しています。

ア. 取締役に対する報酬

(a) 報酬制度の目的と基本方針

取締役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した執行役の業務の遂行を促し、また監督するため、取締役会及び各委員会等における役割等を反映した報酬水準・報酬体系としています。

(b) 報酬の体系

取締役の報酬は、基本報酬、短期業績連動報酬及び企業価値の持続的な向上並びに株主との一層の価値共有が可能な株式報酬（譲渡制限付株式報酬・業績連動型株式報酬）で構成されます。また、取締役会議長、筆頭社外取締役及び各委員会委員長に対しては、役割や責任の大きさ及びその職務の遂行に係る時間数等を踏まえた手当を支給しています。

a. 社外取締役

取締役の過半数を占める社外取締役は、業務執行とは完全に独立した立場でその役割と責任を果たすことを期待されていることから、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬とします。

b. 非業務執行の取締役（社外取締役を除く）

非業務執行の取締役（社外取締役を除く）は、その経験と知識に基づいて社内の状況について積極的に情報収集を行うことができる社内出身者を選任しています。取締役会が監督機能を果たすために必須な執行状況のモニタリングを行い、自らの知見に基づいて重要事項の執行について適切な監督を行い、それを通じて決定に関わらない範囲で業務執行が適法かつ効率的に行われるように助言することを期待しています。

そのような役割と責務を果たすことから、執行に対する監督の質が年度ごとの業績にも影響を与えることに鑑み、基本報酬、短期業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬を支給しています。

短期業績連動報酬の全社業績指標としては、収益性改善の経営目標に整合する連結投下資本利益率（ROIC）、連結営業利益及びS&S売上高を採用しています。

業績連動型株式報酬の指標としては、中期経営計画E-Plan2022の最終年度である2022年12月期における連結投下資本利益率（ROIC）を採用しています。

c. 業務執行取締役

当社は業務執行取締役（代表執行役社長）に対しては執行役としての報酬を支給し、取締役としての報酬は支給していません。

(c) 報酬の組合せ

取締役の報酬の組合せは以下のとおりとします。

≪取締役の報酬比率（業績連動報酬に係る目標達成率が100%の場合）≫

	金銭報酬		株式報酬(長期インセンティブ)	
	基本報酬	短期業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	業績連動型株式報酬
社 外 取 締 役	1.0	0.0	0.1	0.0
非 業 務 執 行 の 取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	1.0	0.25	0.44	0.06

(注) 1. 非業務執行の取締役（社外取締役を除く）の短期業績連動報酬は、全社業績の目標達成度により、0～200%の範囲で支給することとしています。

2. 非業務執行の取締役（社外取締役を除く）の業績連動型株式報酬は、業績目標の達成度により、0～200%の範囲で支給することとしています。

イ. 執行役に対する報酬

(a) 報酬制度の目的と基本方針

執行役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した業務執行を促し、また経営目標の達成を強く動機付けるため、短期及び中長期の業績に連動し、目標を達成した場合には当社の役員にふさわしい報酬水準を提供できる報酬制度としています。

(b) 報酬の体系

執行役の報酬は、代表執行役社長及び執行役の役割に応じた基本報酬、短期業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬で構成され、報酬委員会にて決定します。執行役は、業務執行にあたって目標数値を達成する上で重要な役割を果たすことが期待されるため、業績に対する責任が重い上位の役割にある者ほど、業績に連動した報酬部分の比率が大きくなるように設定しています。

マイケル・ローダイ氏については異なる報酬体系とし、基本報酬、短期業績連動報酬、長期インセンティブ及び年金拠出金で構成しています。

短期業績連動報酬の全社業績指標としては、収益性改善の経営目標に整合する連結投下資本利益率（ROIC）、連結営業利益及びS&S売上高を採用しています。なお、代表執行役社長を除く執行役については、全社業績又は事業業績に加え、個人別の目標を設定し、その達成度合いを評価して、報酬委員会での審議を経て、個別の額を決定しています。

業績連動型株式報酬の指標としては、中期経営計画E-Plan2022の最終年度である2022年12月期における連結投下資本利益率（ROIC）を採用しています。

(c) 報酬の組合せ

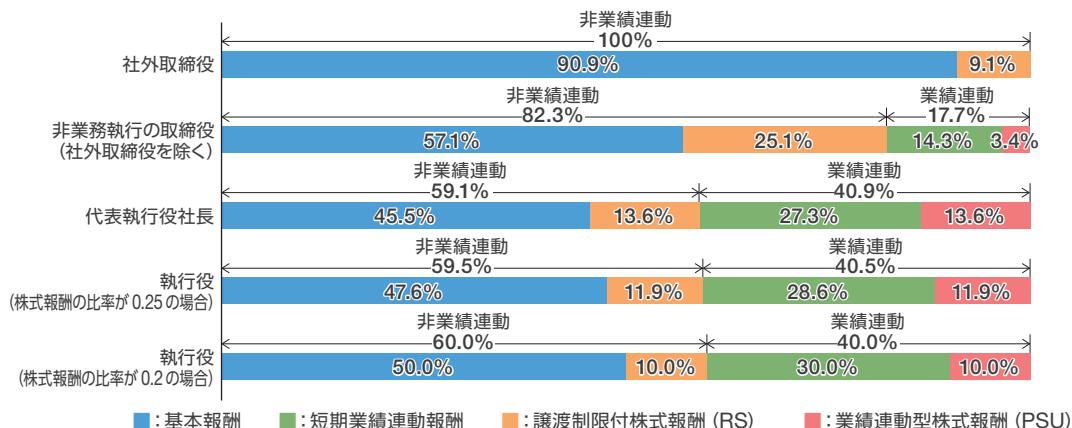
執行役の報酬の組合せは以下のとおりとします。

≪執行役の報酬比率（業績連動報酬に係る目標達成率が100%の場合）≫

	金銭報酬		株式報酬(長期インセンティブ)	
	基本報酬	短期業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	業績連動型株式報酬
代表執行役社長	1.0	0.6	0.3	0.3
執行役	1.0	0.6	0.2~0.25	0.2~0.25

- (注) 1. 短期業績連動報酬は、全社業績又は事業業績目標及び各執行役の個人別業績目標達成度により、0~200%の範囲で支給することとしています。
2. 業績連動型株式報酬は、業績目標の達成度により、0~200%の範囲で支給することとしています。
3. 執行役のうち、マイケル・ローダイ氏の報酬は、基本報酬：1、短期業績連動報酬：0.6、長期インセンティブ：0.5、年金拠出金：0.1で構成されています。

≪取締役及び執行役の報酬の構成（業績連動報酬に係る目標達成率が100%の場合）≫



(d) 報酬水準について

基本報酬は、想定するビジネス及び人材の競合企業群（以下、「国内同輩企業」といいます。）に対して遜色のない水準を目標とします。定期的に国内同輩企業水準の確認を行うと同時に、従業員賃金水準（役員との格差、世間水準との乖離等）にも留意し、役割に応じた報酬水準としています。

総報酬（基本報酬水準、短期業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬）は、戦略や事業業績の達成の場合には国内同輩企業の報酬水準より高い報酬水準となり、未達成の場合には国内同輩企業の役員報酬水準よりも低い総報酬水準となるよう水準を定めるものとします。

なお、マイケル・ローダイ氏の報酬は、想定するビジネス及び人材の競合企業群に鑑み水準を設定しています。

④ 報酬等の決定に関する手続き

ア. 報酬委員会の目的・役割

当社は、取締役及び執行役の報酬等については報酬委員会で決定しています。報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬制度を戦略的な視点で監督することを目的としています。具体的には、経営方針に沿って作られた報酬制度の検討と決定を担っており、当社の取締役及び執行役の報酬のほか、グループ会社役員の報酬体系についても審議し、取締役会に意見を具申しています。このような活動を行うため、報酬委員会は定例会のほか、必要に応じて適宜開催しています。

イ. 報酬委員会の構成・選任基準

当社の報酬委員会は3名全員が非業務執行の取締役（3名全員が独立社外取締役）であり、客観的な視点と透明性をより重視しています。

現在の報酬委員は、経営戦略の専門家、経営者報酬のマネジメント経験者、企業法務の専門家を社外取締役より選任しています。

ウ. 委員への情報伝達・経営層との関係

新任の報酬委員に対しては、報酬委員会の定める規程（役員報酬基本方針）に加え、当社の業績や報酬制度の背景、経緯の説明を行っています。また、常設の委員会事務局を設置し、就任中の委員に法令・規制、規準等の情報提供を行い、的確な委員会運営を支援しています。

報酬委員会で審議された結果は、委員長より取締役会に報告がなされています。

エ. 外部専門家の活用

委員会活動に必要と判断した場合には、委員会の総意として報酬コンサルタント等の専門家の意見を求めることができます。そのコンサルタントの選定に際しては、独立性に留意し、確認を行っています。

⑤ 各支給項目について

ア. 短期業績連動報酬

中期経営計画達成のためのインセンティブを重視し、全社業績又は事業業績と個人の目標の達成度に応じてダイレクトに金額を決定する仕組みとしています。ただし、親会社株主に帰属する当期純利益の水準が著しく低い又は無配の場合等は、短期業績連動報酬の減額等につき報酬委員会が決定します。

イ. 長期インセンティブ（株式報酬）

当社役員が短視眼的な経営行動に陥らないように、また、株主の利害との一致の観点から、譲渡制限付株式報酬と当社の業績に連動する業績連動型株式報酬を支給しています。

(a) 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬は、役員の役割に応じた一定の株式数を単年度毎に付与します。付与された株式の譲渡制限期間は、役員における株式保有を促進し、株主との価値共有を高めることを目的とするため、割当日から当社役員を退任するまでとし、当社役員の地位を退任した時点で譲渡制限を解除します。

(b) 業績連動型株式報酬

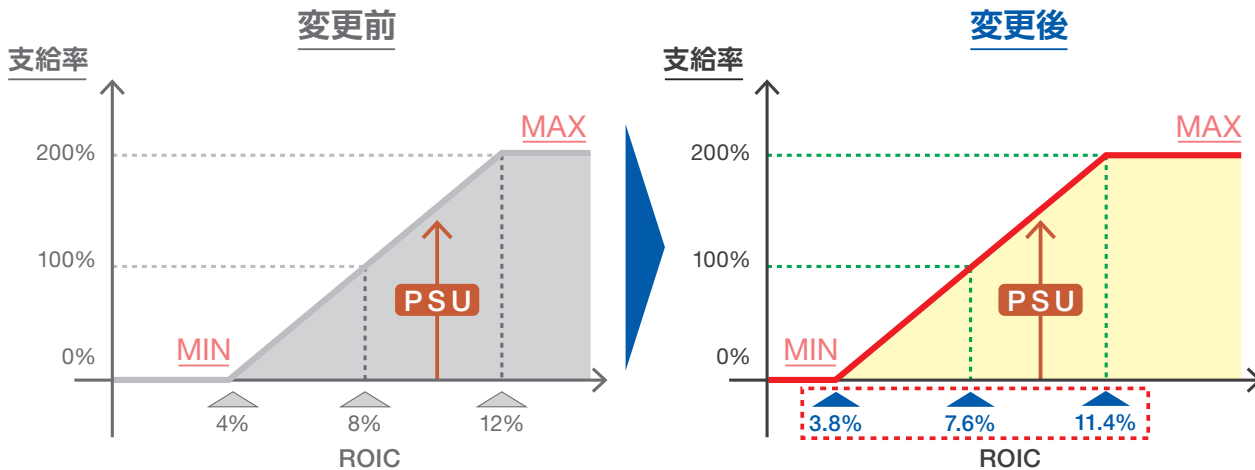
業績連動型株式報酬は、中期経営計画の最終年度に中期経営計画が目標と掲げている連結投下資本利益率（ROIC）の達成度合いに応じて決定された数の株式*を付与しますが、そのうち40%相当については、金銭に換算して支給します。

※ROICの達成度合いに応じて、0～200%の範囲で支給することとしています。

ROIC達成度4%以下～8%～12%以上：支給率0%～100%～200%

なお、2021年度からの国際財務報告基準（IFRS）移行に伴い、上記ROIC達成度は3.8%以下～7.6%～11.4%以上に変更となります。

また、株式報酬により付与した株式の売却に関しては、一定数量の当社株式の保有を促す株式保有ガイドラインを定めることで、株主との価値共有を促進します。



(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

「(2) 取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりです。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況					発言状況
	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会	社外取締役会議	
宇田左近	100% (15/15回)	100% (13/13回)	－	－	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、経営戦略等の専門家及び会社経営者としての幅広い知識と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
澤部肇	93% (14/15回)	－	100% (7/7回)	－	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
山崎彰三	100% (15/15回)	－	－	100% (17/17回)	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、公認会計士としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
大枝宏之	100% (15/15回)	100% (13/13回)	－	－	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
橋本正博	100% (15/15回)	－	100% (7/7回)	100% (17/17回)	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
西山潤子	100% (15/15回)	－	－	100% (17/17回)	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
藤本美枝	100% (10/10回)	－	100% (5/5回)	－	100% (10/10回)	取締役会その他重要会議に出席し、弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。

(注) 藤本美枝氏は、2020年3月27日開催の第155期定時株主総会及び同日開催の取締役会において新たに取締役及び報酬委員会委員に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会及び各委員会等への出席状況を記載しています。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	181百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	218百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的に区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の重要な海外子会社のうち、Elliott Companyほか14社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査を受けています。

(4) 会計監査人の報酬等に対して監査委員会が同意した理由

当社監査委員会は、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項に定める同意を行いました。

(5) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、社債発行に係るコンフォートレター作成業務を委託し、その対価を支払っています。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

① 解任の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査委員会は、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

② 不再任の方針

毎年度実施する会計監査人の再任適否の評価結果に基づき、会計監査人の適格性、独立性、総合的能力等を勘案し、監査が著しく不十分であると判断した場合、監査委員会は、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

なお、再任の制限として監査委員会は、会計監査人が連続して10年間在任する場合には、当該会計監査人（以下、「再任会計監査人」といいます。）の毎年度の評価にかかわらず、次年度の会計監査人候補を選定するために入札を実施いたします。再任会計監査人が入札に参加することを妨げませんが、当該再任会計監査人がさらに連続して5年間在任する場合にも、入札を実施することといたします。

ただし、同一の会計監査人が連続して在任することができる期間は、20年間までといたします。なお、当第156期はEY新日本有限責任監査法人が当社会計監査人に就任して13事業年度目になります。

③ 会計監査人再任の手続き

監査委員会は「②不再任の方針」に基づき、会計監査人の再任適否の評価を実施した結果、EY新日本有限責任監査法人を第156期の会計監査人として再任する旨の決定を行いました。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

毎年度、執行役による内部統制の整備・運用状況に関する自己評価を実施し、その結果に基づき、改善すべき事項を次年度の計画に反映し、継続的に改善を図っています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
1. 当社の執行役及び従業員等並びに子会社の取締役、監査役及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 「荏原グループCSR方針」及び「荏原グループ行動基準」を実現するための体制を構築し、整備・運用する。	(1) コンプライアンスを推進する部門を設置し、当社及び子会社に対して、コンプライアンス意識の浸透及び不正行為を未然に防止する体制の構築と、働きやすく風通しの良い職場環境の整備を支援しています。 (2) 「荏原グループ行動基準」や社内規則等に違反した場合の懲戒条項を当社及び子会社の服務規程、就業規則等に定めています。 (3) 代表執行役社長を委員長とするCSR委員会をサステナビリティ委員会と改称し、社会、環境並びに当社グループのサステナビリティに資する活動の対応方針、戦略、目標及びKPIを審議し、成果の確認及び見直しを行っています。また、同委員会において当社及び子会社におけるコンプライアンス状況を監視し、適宜是正・改善指示を行っています。当事業年度は、旧CSR委員会と合わせ、同委員会を5回開催しました。 (4) 当社及び国内子会社が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置し、「コンプライアンス相談窓口運用規程」を定め、「荏原グループの企業倫理の枠組み」、社内規程及び法令等に対する違反行為の相談又は疑問に速やかに対応しています。また、海外8か国において、子会社19社を対象に、社外の弁護士事務所を経由する通報窓口（海外荏原グループ・ホットライン）を設置しています。 (5) 「荏原グループ・コンプライアンス連絡会運営規程」に基づき荏原グループ・コンプライアンス連絡会を定期的で開催し、当社及び子会社間でコンプライアンス情報を共有しています。なお、海外においては、中国子会社を対象にコンプライアンス連絡会を定期開催しています。 (6) 内部監査部門を設置し、「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の業務について監査・モニタリングを実施しています。子会社に内部監査・モニタリングの体制を整備させ、その実施状況は、当社の内部監査部門にて確認しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	
執行役の職務の執行に係る情報について、法令及び社内規程に定めるところに従い、適切に保存と管理を行う体制を構築し、整備・運用する。	(1) 執行役の職務の執行に係る情報は「情報セキュリティ基本規程」及び関連規程に基づき、適切に保存・管理しています。 (2) 情報漏洩防止措置、漏洩した場合の対策を定めた「重要情報の取扱いに関する荏原グループ5原則」を当社及び子会社の「情報セキュリティ基本規程」に定めています。
3. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制	
子会社の取締役の職務の執行に係る事項について、適切な規程を定めて当社へ報告する体制を構築し、整備・運用する。	(1) 当社グループ共通に整備する事項並びに事前審査又は事後報告を求める事項を「グループ運営基本規程」及び関連規程に定め、子会社の取締役の職務の執行に係る重要事項について、当社に報告させています。 (2) 子会社においてクライシス又はクライシスに発展する可能性がある事象が発生した場合の当社への報告体制について、子会社の「クライシスマネジメント規程」に定め、報告させています。
4. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
当社及び子会社のリスク管理に関する方針及び運用に係る規程を制定する。また、リスク管理を実施するための体制を構築し、整備・運用する。	(1) 権限と責任及びその手続を当社及び子会社の「権限規程」等に定め、リスク管理を行っています。 (2) リスク管理活動を推進する部門を設置し、当社及び子会社のリスク管理に関する方針と体制を「リスクマネジメント規程」に定め、リスク管理活動を実施しています。 (3) グループ全体のリスク管理活動を統括し、審議、改善指導・支援を行う機関として、リスクマネジメントパネル（以下、「RMP」といいます。）を設置しています。RMPは代表執行役社長を議長とし、全執行役により構成されています。四半期ごとに定期開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。当事業年度は合わせて9回開催しました。
5. 当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
(1) 当社の執行役及び子会社の取締役の業務執行機能の分掌を明確化する。 (2) 経営の基本方針を策定し、その進捗状況の監督を行うことにより、当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築し、整備・運用する。	(1) 当社取締役会は、業務執行の権限と責任を執行役に委任し、執行役の職務の執行を監督することで、当社執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保しています。 (2) 当社の執行役及び子会社の取締役の業務執行機能の分掌をそれぞれ当社及び子会社の「職務分掌規程」等に定めています。 (3) 当社取締役会にて経営の基本方針を策定し、その基本方針を当社及び子会社の年度経営計画に反映しています。 (4) 当社の執行役は、年度経営計画の進捗状況及び達成の施策について四半期ごとに経営計画委員会にて審議しています。 (5) 代表執行役社長の意思決定を迅速に行うために必要な審議を行う会議体として、全執行役で構成する経営会議を設置しています。経営会議は毎月1回開催しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
6. 反社会的勢力との関係遮断を図るための体制	
当社は、当社及び子会社が、反社会的勢力に対していかなる名目であれ、反社会的勢力の利益となることを目的とした活動を行わないための体制を構築し、整備・運用する。	当社及び子会社の反社会的勢力対策を統括するため、反社会的勢力対策本部を設置し、反社会的勢力から接触があった場合に備えて対応マニュアルを整備しており、万が一接触があった場合は、顧問弁護士や外部専門機関と連携し、会社全体で対応する体制を整えています。 また、「反社会的勢力との関係遮断に関するガイドライン」及び関連規程に基づき取引先の調査や社内教育等を実施するとともに、定期的に当社及び国内子会社の不当要求防止責任者が出席する連絡会を開催しています。当事業年度は1回開催しました。
7. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	
当社及び子会社から成る企業集団の運営に関する方針を定め、業務の適正を確保するための体制を構築し、整備・運用する。	(1) 当社及び子会社の事業規模や事業特性等に応じた内部統制体制を整備しています。当社の執行役は子会社の内部統制体制整備に責任を持っています。 (2) 当社は、当社及び子会社における内部統制の整備・運用状況に関する評価を実施し、不備が発見された場合、是正を図っています。
8. 監査委員会の職務を補助すべき従業員に関する体制	
監査委員会の職務を補助すべき部門として、監査委員会室を設置する。	(1) 監査委員会の職務を補助すべき部門として監査委員会室を設置しています。 (2) 従業員の中から監査委員会の職務を補助すべき者（以下、「監査委員会補助従業員」といいます。）を任命し、監査委員会室所属としています。現在、5名が監査委員会室に所属しています。
9. 監査委員会の職務を補助すべき従業員の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員会の職務を補助すべき従業員に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項	
(1) 当社の従業員から監査委員会の同意を得た上で、監査委員会の職務を補助すべき者（以下、「監査委員会補助従業員」という。）を任命する。 (2) 監査委員会補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務しないこととし、監査委員会補助従業員の執行役からの独立性を確保する。 (3) 監査委員会補助従業員は、監査委員会の指示のみに従うこととし、監査委員会の指示の実効性を確保する。 (4) 前二項の定めにかかわらず、監査委員会補助従業員は、監査委員会の事前の了解を得ることにより、他の業務を兼務することができるものとする。 (5) 監査委員会補助従業員の人事異動、人事評価等については監査委員会の同意を得た上で決定する。	(1) 監査委員会補助従業員の任命については、監査委員会の同意を得た上で行っています。 (2) 監査委員会補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務していません。監査委員会補助従業員は、監査委員会の指示に従うこととし、監査委員会の指示の実効性を確保しています。 (3) 監査委員会補助従業員は、監査委員会の事前の了解により、グループ会社監査役等に従事しています。 (4) 当該監査委員会補助従業員の人事異動、人事評価等については監査委員会の同意を得た上で決定しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
10. 当社の執行役及び従業員等並びに子会社の取締役、監査役及び従業員等が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制	
(1) 監査委員が執行部門の重要会議に出席できる体制及び監査委員会が執行役及び従業員等に報告を求めることができる体制を構築し、整備・運用する。 (2) 子会社の取締役、監査役及び従業員等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制を構築し、整備・運用する。 (3) 前二項の報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。	(1) 監査委員は、重要書類の閲覧や、経営会議、サステナビリティ委員会、RMP等執行部門の重要会議への出席を通じ、執行役及び従業員等から職務執行状況の報告を受けています。 (2) 「執行役規程」に基づき、執行役が業務執行の中で不正行為の事実を発見し、直ちにそれが排除されない場合、速やかに監査委員会に報告することとしています。 (3) 監査委員会が監査を実施するにあたり、当社及び子会社が経営課題の対応状況及び業務の適法・適正に関する情報を、監査委員会の求めに応じて提供しています。 (4) 当社及び国内子会社が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置し、「コンプライアンス相談窓口運用規程」を定め「荏原グループの企業倫理の枠組み」、社内規程及び法令等に対する違反行為の相談又は疑問に速やかに対応しています。また、海外8か国において、子会社19社を対象に、社外の弁護士事務所を経由する通報窓口（海外荏原グループ・ホットライン）を設置しています。これらの状況について適宜監査委員会に報告しています。 (5) 監査委員会が当社及び子会社における法令違反その他企業倫理上の問題の報告を受けるため、監査委員会ヘルプラインを設置し、当社及び子会社の従業員等が、当社の取締役及び執行役、並びに子会社の取締役の不正行為、法令・定款違反の事実、不正な会計処理、又は企業倫理上の問題など、会社経営に著しく不当な事実があるような場合に、監査委員会へ報告する体制を確保しています。 (6) 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保し、これを周知徹底しています。
11. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制	
(1) 内部統制を担当する部門及び内部監査部門と監査委員会による適宜の意見交換を実施し、連携を図ることで、監査の実効性を確保する。 (2) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定め、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する。	(1) 代表執行役社長は、監査委員会と定期的に情報・意見交換を行っています。 (2) 内部統制、リスク管理、コンプライアンスを担当する部門及び内部監査部門は監査委員会と定期的に情報・意見交換を行っているほか、重要な事項は適宜情報交換を行い、連携を図っています。 (3) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定め、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保しています。
12. 財務報告の信頼性を確保するための体制	
財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に基づき、整備と運用を行う。	(1) 連結財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制実施要領」を定め、金融商品取引法に基づく内部統制の整備・運用を図り、その有効性を毎期評価しています。 (2) 評価にあたっては、財務報告に与える影響、経営上の重要性等を考慮して評価範囲を毎期設定し、業務から独立した評価チームが評価を実施し、内部統制の改善と推進を図っています。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営方針の一つと位置付けています。E-Plan2022 期間における株主還元につきましては、連結配当性向 35%以上を目標に当該期の業績に連動させ、かつ連結自己資本配当率（DOE）2.0%以上を確保する方針としています。また、自己株式の取得については機動的に実施していくこととしています。

配当金等の推移

区分	年度	第153期 (2017年度)	第154期 (2018年度)	第155期 (2019年度)	第156期 (2020年度) (当連結会計年度)
1株当たり年間配当額	(円)	45.0	60.0	60.0	90.0(予定)
年間配当額	(百万円)	4,571	6,052	5,730	8,582(予定)
連結配当性向	(%)	48.0	33.3	24.8	35.0(予定)
自己株式取得額	(百万円)	—	4,999	14,999	—

(注) 第156期の「1株当たり年間配当額」及び「年間配当額」は、第156期定時株主総会における第1号議案「剰余金の処分の件」が原案どおり可決されることを前提とした金額です。

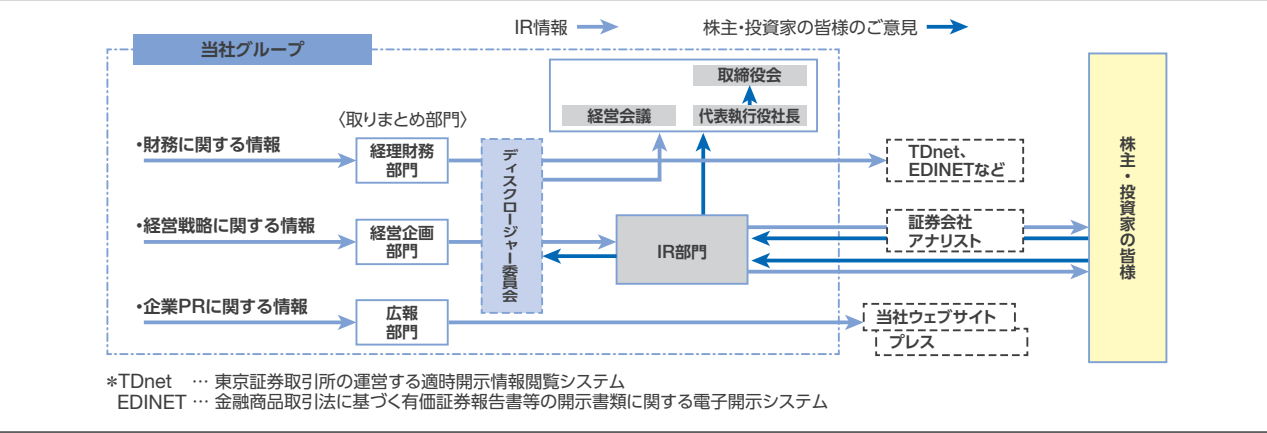
(3) 株主・投資家との対話

当社グループは、株主・投資家の皆様との長期的な信頼関係の構築を経営の最重要事項の一つと位置付けています。投資判断に必要な企業情報を適切に提供するとともに、建設的対話を通じて企業価値向上に資するIR活動を実践し、信頼関係の継続的な深化に努めます。

株主・投資家の皆様との対話について、経営に関する重要な事項として取締役会が適切に監督するため、四半期に一度、取締役会において担当部門がIR活動について報告し、取締役会は必要に応じて助言等を行っています。

当社グループのIR体制は、代表執行役社長を最高責任者とし、IR担当執行役とIR担当部門が行うことを基本としています。また、必要に応じて、取締役(独立社外取締役を含む)・執行役・その他経営幹部が株主・投資家の皆様と直接対話を行う機会を設定するものとしています。

＜株主・投資家の皆様とのコミュニケーションの流れ＞



＜IR活動の実施状況＞

活動内容	第156期の実績
個別面談	223回
証券会社主催のカンファレンス面談	40回
決算説明会	4回
ESG説明会	1回

(4) サステナビリティ

当社グループは、創業の精神である「熱と誠」を軸とする荏原らしさを持って、技術力と信頼性を強みに社会課題の解決に貢献してきました。これからの100年も持続的に成長を続けていくため、技術力と信頼性をさらに強化し、将来のありたい姿の実現に向けた戦略を事業活動で実践し、世界を支えていく企業であり続けたいと考えています。

2020年2月、当社グループは10年後のあるべき姿とそれに向かう道筋である“価値創造ストーリー”を、長期ビジョン「E-Vision2030」として策定しました。E-Vision2030では、「技術で、熱く、世界を支える」というスローガンのもと、当社グループが2030年に向けて解決・改善に取り組む5つのマテリアリティ(重要課題)を設定しています。事業活動を通じてこれらの解決に取り組むことで、社会・環境価値、経済価値の向上につながるアウトカムの実現を図ります。

〈5つのマテリアリティ(重要課題)〉

 1. 持続可能な社会づくりへの貢献	技術で、熱く「持続可能で地球にやさしい社会、安全・安心に過ごせる社会インフラ、水や食べるものに困らない世界」を支える。	  
 2. 進化する豊かな生活づくりへの貢献	技術で、熱く「世界が広く貧困から抜け出す経済発展と、進化する豊かで便利なくらしを実現する産業」を支える。	     
 3. 環境マネジメントの徹底	カーボンニュートラルに向けて、再生可能エネルギーの最大限の利用を含めた、CO₂削減を推進する。	   
 4. 人材の活躍促進	「競争し、挑戦する企業風土」を具現化する、多様な従業員が働き甲斐と働きやすさを感じて、活躍できる企業グループとする。	 
 5. ガバナンスの更なる革新	成長へのビジョンを描き、グローバルで勝ち続ける経営を後押しする攻めと守りのガバナンスを追求する。	

《実現するアウトカム》



温室効果ガスの削減

事業活動を通じて温室効果ガスを削減する。

- ・生産などにおける消費電力の削減
- ・製品の省電力化などの促進
- ・ごみ焼却施設における発電効率の改善



安全・安心な暮らし

社会インフラの強靱化をサポート、都市化に伴う環境問題の解決に貢献し、世界中に水を届ける。



くらしの進化

ICAC5(IoT、クラウド、AI、車の自動運転、5G)需要の高まりに対応した半導体の性能向上に製造装置・機器で貢献する。

① 環境に対する取り組み

2019年7月に環境方針を見直し、海外グループ会社も含めた当社グループ全体の環境方針を策定しました。この環境方針では環境パフォーマンスの改善を重視しており、国内外の事業所の事業活動に伴う環境負荷の低減、製品の環境性能の向上、温室効果ガスの排出抑制などの環境パフォーマンス改善に取り組んでいます。

《E-Vision2030の目標》

- 1) CO₂削減量:約1億トン相当
当社製品の使用による温室効果ガスの削減量(2030年12月期の想定売上に対する目標値)
- 2) GHG排出量:26%削減
当社グループの事業活動に伴うCO₂排出量(2018年12月期比のスコープ1、2)

《気候変動に対する取り組み》

気候変動への取り組みの一環として、当社は2019年5月に「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」に賛同し、日本のTCFDコンソーシアムに加盟して、様々な業種との意見交換に努めています。

E-Vision2030の策定にあたっては、気候変動に関してマクロ的な検討を行いました。今後、リスク・機会項目をさらに精査するとともに、気候変動に係るシナリオ分析、財務インパクト評価、マネジメントシステムの見直し、指標・目標設定を行い、当社グループの経営戦略に活かしていきます。

② 社会に対する取り組み

当社グループは高い倫理観を持って事業を行い、大切な皆様と信頼関係を築くことを「CSR方針」に掲げています。社会・産業・くらしにおいて、様々なステークホルダーとともに価値を協創し、事業活動によって安全、安心で、便利な製品・サービスを届けることにより、社会価値の創造と提供を行っていきます。また、事業活動にあたっては、地域社会発展への寄与や人権尊重等、社会とのつながりを強く意識していきます。

ア. 人権の尊重

当社グループはステークホルダーの人権と多様性を尊重することを「CSR方針」に明示し、実践しています。国連グローバル・コンパクトに賛同、署名しているとともに、国際人権章典、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を尊重します。

2019年12月期に「荏原グループ人権方針」を策定しました。3つの基本方針とともに、それを実践していくための対応方針を定めています。人権方針に基づく活動を推進するために人権委員会を設置し、人権デュー・ディリジェンスや救済を含む人権マネジメントの仕組みを継続的に改善していきます。

「荏原グループ人権方針」は以下の当社ウェブサイトにて掲載しています。

https://ebara.co.jp/about/csr/social/human_rights/1209102_2774.html

イ. 人材戦略

多様な従業員が働き甲斐と働きやすさを感じて活躍できる企業グループを目指し、グローバル人材の抜擢、外国籍の方の採用、キャリア採用を積極的に進めるとともに、従業員一人ひとりが最大限の能力を発揮できるよう、皆が働きやすく、働き甲斐を感じる環境を整えていきます。また、with/afterコロナの社会の変化を踏まえ、新たな職場のあり方、働き方などを検討していきます。

《主な取り組み》

- (a) 事業戦略実行のため高度専門人材の抜擢を推進（執行役 風水力機械カンパニーコンプレッサ・タービン事業担当 マイケル・ローダイ氏、執行役 情報通信統括部長 小和瀬浩之氏）
- (b) 従業員の様々な情報を可視化し、人材育成や戦略的な適所適材の人員配置を実現するためタレントマネジメントシステムを導入
- (c) 国内外の当社グループ会社全従業員を対象とした第2回グローバルエンゲージメントサーベイを実施
- (d) サクセッションマネジメント（後継者育成計画）を実施
- (e) 従業員自らが一緒に働きたい仲間を探し推薦するリファラル採用を実施
- (f) 海外からの留学生や海外の大学に通う外国籍の学生、海外へ留学していた日本人学生など、多様な人材を採用するため新卒10月入社を実施

ウ. ダイバーシティ推進

当社グループはダイバーシティ推進活動の指針として、ダイバーシティ宣言を策定しています。

《ダイバーシティ宣言》

“一人ひとりが強みを発揮し、仕事を通じて成長できる環境をつくれます。

お互いの価値観を尊重し、相互に響き合う企業文化への変革を進め、会社の成長、社会への貢献を実現していきます。

業務革新・生産革新を行い、多様な働き方を選択できる職場づくりを目指します。”

当社グループがより強い企業となり成長し続けるために、性別や国籍などにとらわれず多様な人材を参加させます。また、従業員一人ひとりが個性を活かし、能力を最大限に発揮できる就業環境を整えています。

(a) 女性活躍推進

女性従業員が仕事を通じ成長している実感を持ち、自らの能力が発揮できていると感じながら働ける会社を目指しています。そして、その実現に向けて働くことに誇りを持ち、キャリアアップができる支援をしています。

《具体的な取り組み事例》

・先輩従業員のキャリア紹介

女性従業員が自己のキャリアを考える際の参考として、先輩女性従業員による仕事経験コラムを定期的に配信しています。

・外部研修への派遣

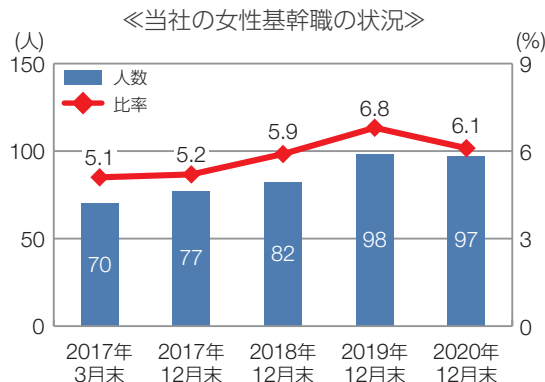
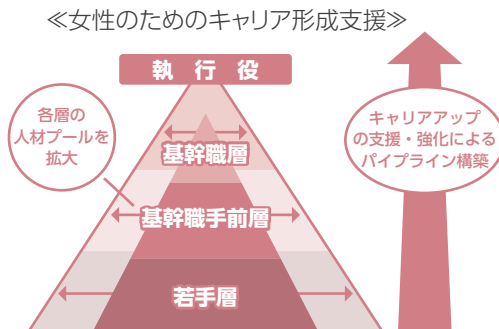
女性従業員の能力開発及び成長の促進を目的に、外部研修に継続的に派遣しています。

・育児休業中の従業員向け座談会の開催

育児に関する不安の解消、子育てと仕事の両立、今後のキャリアなどについて情報を共有し、考える機会を持つために開催しています。

・男性従業員向け育児と仕事の両立セミナーの開催

女性活躍推進には男性側の意識の変化が欠かせないことを踏まえ、一人ひとりが最適なワークライフ・バランスを実現できる就業環境を整備するために開催しています。



当社は、基幹職*に占める女性従業員の比率を向上させるため、女性従業員を基幹職、基幹職手前、若手の3階層に分類し、階層に合わせたキャリア形成支援の強化・加速を行っています。

これらの活動が評価され、2018年5月21日付で、女性活躍推進法に基づき女性の活躍推進の取り組み状況などが優良な企業に厚生労働大臣より与えられる「えるぼし」の最高位／第3段階の認定を取得しています。

*基幹職：管理職に相当する従業員層



(b) 外国籍従業員の雇用

2011年より積極的に外国籍従業員の当社採用を推進しています。人事・人材開発方針に即し、グローバル競争に対応したスピード感の事業遂行を可能とするため外国籍人材の雇用と活用を推進しています。

《具体的な取り組み事例》

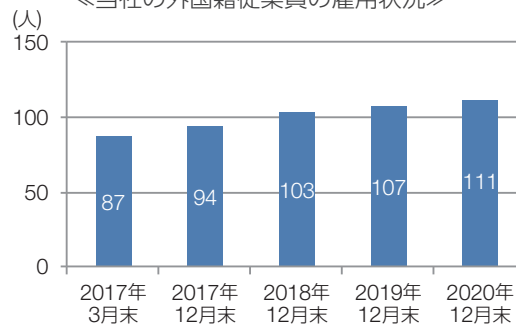
- ・ コロナ禍における外国籍従業員の就業環境調査

外国籍従業員の各種ケアや、安心して働ける環境を整えるための正確な情報インプットを行うために実施しています。

《外国籍従業員の採用・育成》



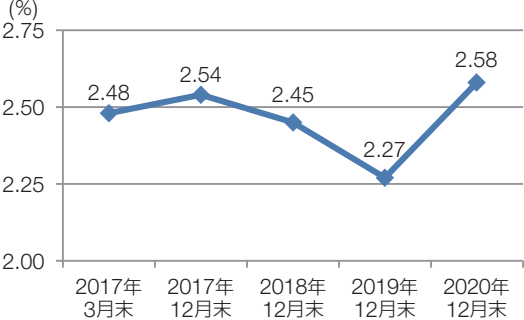
《当社の外国籍従業員の雇用状況》



(c) 障がい者の雇用

地域・社会と一体になって障がい者の職業的自立と社会参加の場の創出を図るとともに、当社グループの障がい者雇用率の向上に取り組んでいます。その一環として、2012年度に特例子会社「荏原アーネスト株式会社」を設立しました。

《当社グループの障がい者実雇用率》



(5) ESG関連の外部評価

当社は各種ESG評価機関より国内外のESGインデックスの構成銘柄に選定されています。

FTSE4Good Index Series



FTSE4Good

FTSE Blossom Japan Index



FTSE Blossom
Japan

MSCI日本株女性活躍指数

2020 CONSTITUENT MSCI日本株
女性活躍指数 (WIN)

MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数

2020 CONSTITUENT MSCIジャパン
ESGセレクト・リーダーズ指数

※ 当社のMSCIインデックスへの組み入れや、MSCIのロゴ、商標、サービスマークやインデックス名の使用は、MSCI又はその関係会社による当社の後援、宣伝、販売促進ではありません。
MSCIインデックスはMSCIの独占的財産です。MSCI及びMSCIインデックスの名称とロゴは、MSCI又はその関係会社の商標又はサービスマークです。

S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数



SOMPOサステナビリティ・インデックス



以 上

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流動資産	438,637
現金及び預金	121,996
受取手形及び売掛金	187,289
電子記録債権	11,374
有価証券	1,035
商品及び製品	20,333
仕掛品	47,648
原材料及び貯蔵品	34,621
その他	16,727
貸倒引当金	△ 2,387
固定資産	182,940
有形固定資産	136,202
建物及び構築物	56,342
機械装置及び運搬具	28,501
土地	19,581
建設仮勘定	25,204
その他	6,573
無形固定資産	12,858
のれん	369
ソフトウェア	9,485
その他	3,003
投資その他の資産	33,879
投資有価証券	12,766
長期貸付金	127
退職給付に係る資産	5,181
繰延税金資産	10,631
その他	10,339
貸倒引当金	△ 5,166
資 産 合 計	621,578

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流動負債	258,185
支払手形及び買掛金	60,508
電子記録債務	69,230
短期借入金	28,056
未払法人税等	4,672
前受金	40,056
賞与引当金	7,685
役員賞与引当金	454
完成工事補償引当金	3,793
製品保証引当金	4,089
工事損失引当金	6,096
その他	33,541
固定負債	58,922
社債	20,000
長期借入金	26,666
繰延税金負債	24
役員退職慰労引当金	121
退職給付に係る負債	7,704
資産除去債務	2,264
その他	2,141
負 債 合 計	317,108
(純 資 産 の 部)	
株主資本	310,903
資本金	79,451
資本剰余金	75,144
利益剰余金	156,486
自己株式	△ 178
その他の包括利益累計額	△ 14,671
その他有価証券評価差額金	202
繰延ヘッジ損益	△ 54
為替換算調整勘定	△ 6,280
退職給付に係る調整累計額	△ 8,538
新株予約権	765
非支配株主持分	7,472
純 資 産 合 計	304,470
負 債 純 資 産 合 計	621,578

連結損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		523,727
売上原価		379,087
売上総利益		144,639
販売費及び一般管理費		106,760
営業利益		37,879
営業外収益		
受取利息	341	
受取配当金	40	
持分法による投資利益	879	
その他	893	2,155
営業外費用		
支払利息	1,162	
為替差損	1,190	
その他	823	3,175
経常利益		36,859
特別利益		
固定資産売却益	44	
投資有価証券売却益	76	121
特別損失		
固定資産売却損	27	
固定資産除却損	434	
減損損失	244	
投資有価証券売却損	227	
その他	0	934
税金等調整前当期純利益		36,045
法人税、住民税及び事業税	9,325	
法人税等調整額	533	9,859
当期純利益		26,186
非支配株主に帰属する当期純利益		1,713
親会社株主に帰属する当期純利益		24,473

計算書類

貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流動資産	236,867
現金及び預金	68,985
受取手形	12,300
売掛金	66,436
電子記録債権	14,797
製品	2,068
仕掛品	28,321
原材料及び貯蔵品	18,365
その他	26,091
貸倒引当金	△ 501
固定資産	217,986
有形固定資産	89,558
建物及び構築物	39,929
機械及び装置	9,581
土地	18,761
建設仮勘定	18,027
その他	3,258
無形固定資産	8,703
ソフトウェア	8,346
その他	356
投資その他の資産	119,724
投資有価証券	4,918
関係会社株式	81,962
関係会社出資金	21,804
長期貸付金	341
前払年金費用	3,155
繰延税金資産	4,951
その他	5,629
貸倒引当金	△ 3,037
資 産 合 計	454,853

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流動負債	136,052
支払手形	2,088
買掛金	18,301
電子記録債務	54,822
短期借入金	21,933
1年内返済予定の長期借入金	3,710
未払法人税等	1,754
賞与引当金	2,768
役員賞与引当金	245
完成工事補償引当金	1,858
製品保証引当金	2,887
工事損失引当金	1,386
その他	24,294
固定負債	47,342
社債	20,000
長期借入金	24,739
退職給付引当金	20
その他	2,582
負 債 合 計	183,394
(純 資 産 の 部)	
株主資本	270,693
資本金	79,451
資本剰余金	83,379
資本準備金	83,379
利益剰余金	107,883
その他利益剰余金	107,883
繰越利益剰余金	107,883
自己株式	△ 20
新株予約権	765
純 資 産 合 計	271,459
負 債 純 資 産 合 計	454,853

損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		230,975
売上原価		175,673
売上総利益		55,301
販売費及び一般管理費		52,524
営業利益		2,777
営業外収益		
受取利息	156	
受取配当金	23,212	
その他	152	23,521
営業外費用		
支払利息	591	
為替差損	417	
その他	505	1,513
経常利益		24,785
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	76	81
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	354	
減損損失	187	
投資有価証券売却損	227	
その他	0	772
税引前当期純利益		24,094
法人税、住民税及び事業税	△ 113	
法人税等調整額	953	840
当期純利益		23,254

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月15日

株式会社荏原製作所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 林 三子雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀 越 喜 臣 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 藤 隆 之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社荏原製作所の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社荏原製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を早期適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当

該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月15日

株式会社荏原製作所
取締役会 御中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人
東 京 事 務 所
指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 上 林 三 子 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 堀 越 喜 臣 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 安 藤 隆 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社荏原製作所の2020年1月1日から2020年12月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を早期適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第156期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに従業員等からその整備・運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月17日

株式会社 荏 原 製 作 所 監 査 委 員 会

監査委員	山	崎	彰	三	印
監査委員	橋	本	正	博	印
監査委員	西	山	潤	子	印
監査委員	藤	本	哲	司	印

（注）監査委員 山崎 彰三、橋本 正博及び西山 潤子は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

当社ウェブサイト及びメール配信サービスのご案内

株主及び投資家の皆様に当社をより深くご理解いただけるよう、当社ウェブサイト内「株主・投資家情報」のページにて、企業情報や決算説明会の資料など最新のIR情報を掲載しています。

また、当社では、最新のIR情報をいち早くご確認いただくため、当社ウェブサイトに新着情報を掲載した際に電子メールでお知らせするIRメール配信サービスを行っています。ぜひご活用ください。

荏原

検索

<https://www.ebara.co.jp>

➤ 当社ウェブサイトから「株主・投資家情報」をクリックしてください。



株主・投資家情報ページ



当社ホームページ

IRメール配信のご登録について

当社ホームページ「株主・投資家情報」ページからご登録いただけます。

※QRコード読み取り機能のある
モバイル機器をお持ちの方は
こちらからアクセスできます。



株主総会会場ご案内図



株主の皆様へのお願い

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

会場

東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 地下2階 イベントホール
電話 03 - 3510 - 9236

日時

2021年3月26日(金曜日)
午前10時開会(受付開始 午前9時)

交通

■「日本橋駅」地下 B6出口直結

東京メトロ 銀座線・東西線
都営地下鉄 浅草線

■「東京駅」JR線 八重洲北口 徒歩6分

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



ご注意

日本橋周辺には、「ベルサール八重洲」という建物がございますので、当会場の「ベルサール東京日本橋」と、間違えないようご注意ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

第156期定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第 156 期（2020 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日まで）

- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」…………… 1 頁
- ② 連結計算書類の「連結注記表」…………… 2 頁
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」……………14 頁
- ④ 計算書類の「個別注記表」 ……………15 頁

株式会社 荏原製作所

当社は、第 156 期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第 15 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ebara.co.jp/about/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html>）に掲載することにより株主の皆様へご提供しております。

連結株主資本等変動計算書

2020年1月1日から

2020年12月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	79,155	74,848	141,675	△174	295,504
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△4,473	—	△4,473
会計方針の変更を反映した当期首残高	79,155	74,848	137,201	△174	291,030
当期変動額					
新株の発行	296	296			592
剰余金の配当			△5,713		△5,713
親会社株主に帰属する当期純利益			24,473		24,473
連結範囲の変動			525		525
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	296	296	19,284	△3	19,873
当期末残高	79,451	75,144	156,486	△178	310,903

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰上延シ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	233	△24	△2,891	△9,168	△11,852	1,132	7,043	291,827
会計方針の変更による累積的影響額								△4,473
会計方針の変更を反映した当期首残高	233	△24	△2,891	△9,168	△11,852	1,132	7,043	287,353
当期変動額								
新株の発行								592
剰余金の配当								△5,713
親会社株主に帰属する当期純利益								24,473
連結範囲の変動								525
自己株式の取得								△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△30	△30	△3,389	630	△2,819	△366	428	△2,757
当期変動額合計	△30	△30	△3,389	630	△2,819	△366	428	17,116
当期末残高	202	△54	△6,280	△8,538	△14,671	765	7,472	304,470

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	96社
主要な連結子会社の名称	株式会社荏原エリオット 荏原冷熱システム株式会社 株式会社荏原電産 株式会社荏原風力機械 荏原環境プラント株式会社 株式会社荏原フィールドテック 株式会社荏原エージェンシー EBARA BOMBAS AMÉRICA DO SUL LTDA. 荏原機械（中国）有限公司 荏原機械淄博有限公司 嘉利特荏原泉業有限公司 Ebara Engineering Singapore Pte.Ltd. Ebara Pumps Europe S.p.A. Elliott Company Elliott Ebara Singapore Pte. Ltd. 荏原冷熱システム（中国）有限公司 青島荏原環境設備有限公司 Ebara Technologies Incorporated 上海荏原精密機械有限公司 Ebara Precision Machinery Korea Incorporated 台湾荏原精密股份有限公司 Ebara Precision Machinery Europe GmbH

(2) 連結の範囲の変更

連結の範囲に関する重要性の判断基準に従って、EBARA MACHINERY INDIA PRIVATE LIMITED、株式会社むさしのEサービス、株式会社イー・シー・イー他23社を連結の範囲に含めており、また、新たに設立した株式会社さくEサービス、Ebara Pumps Mexico, S.A. de C.V.、株式会社なおEサービス、荏原イノベーションパートナーズ株式会社、株式会社こさいEサービスを連結の範囲に含めています。

(3) 主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

持分法を適用した関連会社数 1社

水ing株式会社

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

持分法を適用しない非連結子会社

該当事項はありません。

持分法を適用しない関連会社

Ebara Philippines Landholdings, Inc.

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない関連会社は、その当期純損益及び利益剰余金等のいずれも重要性が乏しいため持分法の適用の範囲から除いています。

(3) 持分法を適用した関連会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社は、決算日が3月31日であるため、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、EBARA MACHINERY INDIA PRIVATE LIMITED他17社の決算日は3月31日です。

なお、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法（精密・電子事業は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定額法を採用しています。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しています。

② 無形固定資産及び投資その他の資産（リース資産を除く）

主として、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法を採用しています。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を引当計上しています。

⑤ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、完成工事高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積補償額を計上しています。

⑥ 製品保証引当金

売買契約に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、製品売上高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積保証額を計上しています。

⑦ 工事損失引当金

請負工事の損失発生に備えるため、未引渡工事のうち損失が発生する可能性が高く、工事損失額を期末において合理的に見積ることができる工事については、当該損失見込額を引当計上しています。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

② 重要なヘッジ会計の方法

i) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。また、振当処理の要件を満たす為替予約、通貨オプション等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。

ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び借入金

iii) ヘッジ方針

当社の内部規程であるリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

iv) ヘッジの有効性評価の方法

上記 ii) に係る金利変動リスク

ヘッジ取引開始から有効性判定時点までのヘッジ対象及びヘッジ手段それぞれのキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、ヘッジの有効性を判定しています。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては有効性の判定を省略しています。

上記 ii) に係る為替変動リスク

ヘッジ取引ごとにヘッジ対象とヘッジ手段の対応を確認することで有効性の判定に代えています。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しています。また重要性の乏しいものについては当該勘定が生じた期の損益として処理しています。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

iii) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準等の適用指針」（企業会計適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

⑥ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

会計方針の変更に関する注記

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)が2018年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 一定期間にわたり充足される履行義務

従来、工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、少額かつごく短期な工事を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しています。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しています。履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、発生した実際原価の範囲でのみ収益を認識し、少額かつごく短期な工事については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

(2) 一時点で充足される履行義務

従来、精密・電子事業の半導体製造装置に関して、客先での設置が完了した時点で収益を認識していましたが、客先での設置完了後の性能確認が完了した時点で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、次の①から③の処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しています。

- ① 履行義務の充足分及び未充足分の区分
- ② 取引価格の算定
- ③ 履行義務の充足分及び未充足分への取引価格の配分

この結果、当連結会計年度の売上高が4,805百万円増加し、売上原価は2,895百万円増加し、販売費及び一般管理費は516百万円減少し、営業利益及び経常利益、並びに税金等調整前当期純利益がそれぞれ2,425百万円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は4,473百万円減少しています。なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額は29.31円減少し、1株当たり当期純利益が17.62円増加しています。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「その他」に含めて表示していた「流動負債」の「前受金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては独立掲記しています。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物

3,302百万円

その他

956百万円

計

4,258百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金

104百万円

長期借入金

15百万円

計

120百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

220,972百万円

3. 保証債務

(1) 従業員の銀行借入に対する保証

33百万円

(2) 非連結子会社及び関連会社の銀行借入等に対する保証

該当事項はありません

(3) 公益財団法人 荏原 畠山記念文化財団の銀行借入に対する保証

153百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	95,129,853	261,600	—	95,391,453

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加261,600株は、新株予約権の行使による増加147,500株、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加88,500株、業績連動型株式報酬としての新株式発行による増加25,600株です。

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	2,853	30.00	2019年12月31日	2020年3月30日
2020年8月11日 取締役会	普通株式	2,859	30.00	2020年6月30日	2020年9月11日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2021年3月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり
提案しています。

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	5,722	利益剰余金	60.00	2020年12月31日	2021年3月29日

3. 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

新株予約権	普通株式	324,000株
-------	------	----------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資等の長期的な必要資金を銀行借入や社債発行等により調達しています。短期的な運転資金は、必要額を銀行等から調達し、一時的な余剰資金は、安全性の高い金融資産で運用しています。また、デリバティブは、実需に基づきリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。為替の変動リスクについて、当社は、外貨建の債権債務をネットしたポジションに対して、外貨借入又は外貨預金を利用してヘッジしており、連結子会社は、為替予約を利用してヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金、MMF、金融機関及び取引先企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、ほとんどが1年以内に決済されます。その一部には、原動機等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、総じて同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。また、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されている一部の借入金について、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引があります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「4. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」に記載されている「②重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、当社は、内部規程である債権管理規程に基づき、財務部門と営業部門が連携して主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、同様の管理を行っています。

満期保有目的の債券は、内部規程である資金運用規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少です。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

為替の変動リスクに対しては、外貨建の債権債務を通貨別に把握した上で、外貨借入と外貨預金でヘッジしています。また、外貨建の債権債務に対して、先物為替予約を利用してヘッジしています。なお、為替相場の状況により、予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建債権債務に対しても、先物為替予約でヘッジを行っています。金利の変動リスクに対しては、金利スワップ取引でヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引については、内部規程である金融商品管理規程に基づき、連結子会社を含めて適用し管理を行っています。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務部門が資金繰計画を作成及び更新するとともに、事業状況に応じた適正規模の手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しています。また代替流動性となるコミットメントラインも一定量を確保しており、流動性リスクに対処しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	121,996	121,996	—
(2) 受取手形及び売掛金	187,289		
(3) 電子記録債権	11,374		
貸倒引当金（*1）	(2,387)		
	196,275	196,227	(48)
(4) 有価証券及び投資有価証券	1,058	1,058	—
(5) 支払手形及び買掛金	(60,508)	(60,508)	—
(6) 電子記録債務	(69,230)	(69,230)	—
(7) 短期借入金	(28,056)	(28,056)	—
(8) 社債	(20,000)	(20,074)	(74)
(9) 長期借入金	(26,666)	(26,721)	(54)
(10) デリバティブ取引（*2）	(44)	(44)	—

（*1）貸倒引当金は全額を控除しています。なお、貸倒引当金は、受取手形、売掛金、電子記録債権、未収入金に対する控除科目として一括し掲記しています。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）現金及び預金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（2）受取手形及び売掛金並びに（3）電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっています。

（4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。また、譲渡性預金は短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（5）支払手形及び買掛金、（6）電子記録債務並びに（7）短期借入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（8）社債並びに（9）長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(10)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっています。

（10）デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引の時価の算定方法は、取引金融機関等から提示された価格等に基づき計算しています。ただし、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています（上記(9)参照）。

（注2）非上場株式・関係会社株式等（連結貸借対照表計上額12,742百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）有価証券及び投資有価証券」に含めていません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	3,106円10銭
2. 1株当たり当期純利益	256円85銭

収益認識に関する注記

売上収益

顧客との契約について、当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

- ステップ1：契約の識別
- ステップ2：履行義務の識別
- ステップ3：取引価格の算定
- ステップ4：履行義務への取引価格の配分
- ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループは、ポンプやコンプレッサなどの回転機械を中核とした風水力事業、都市ごみ焼却施設をはじめとする環境プラント事業、半導体製造装置に関わる機器・装置を製造する精密・電子事業の各分野にわたり製造、販売、工事、保守等を行っています。

(1) 風水力事業

風水力事業においては、主にカスタム及び標準ポンプ、コンプレッサやタービン、冷凍機や冷却塔及び関連システム、その他送風機や、電気、情報通信、エネルギーなどの制御設備の製造、販売、工事、保守サービスを行っています。

風水力事業における製品の製造及び販売については、製品に対する法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスクと経済価値の顧客への移転状況及び顧客から支払いを受ける権利といった支配の移転に関する指標を総合的に判断した結果、製品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは主として製品の引渡または検収時点であると当社は判断しています。

風水力事業における工事請負契約及び保守契約については、主として、次の要件のいずれかに該当し、製品又は役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しています。

- ① 顧客が履行によって提供される便益を、履行するにつれて同時に受け取って消費する。
- ② 履行が、資産を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産の創出又は増価について支配する。
- ③ 履行が、他に転用できる資産を創出せず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している。

これらについては、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて、工事期間にわたって売上高を認識します。進捗度は、見積総原価に対する実際原価の割合で算出し(インプット法)、履行義務の結果を合理的に測定できないが、当該履行義務を充足するコストを回収すると見込んでいる場合は、発生したコストの範囲でのみ売上高を計上することにより、当社グループの履行を忠実に描写しています。

(2) 環境プラント事業

環境プラント事業においては、廃棄物処理施設に関連した製造、販売、工事、保守サービスを行っています。

環境プラント事業における製品の製造及び販売については、製品に対する法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスクと経済価値の顧客への移転状況及び顧客から支払いを受ける権利といった支配の移転に関する指標を総合的に判断した結果、製品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは主として製品の引渡または検収時点であると当社は判断しています。

環境プラント事業における工事請負契約及び保守契約については、主として、次の要件のいずれかに該当し、製品又は役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しています。

- ① 顧客が履行によって提供される便益を、履行するにつれて同時に受け取って消費する。
- ② 履行が、資産を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産の創出又は増価について支配する。
- ③ 履行が、他に転用できる資産を創出せず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している。

これらについては、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて、工事期間にわたって売上高を認識します。進捗度は、見積総原価に対す

る実際原価の割合で算出し(インプット法)、履行義務の結果を合理的に測定できないが、当該履行義務を充足するコストを回収すると見込んでいる場合は、発生したコストの範囲でのみ売上高を計上することにより、当社グループの履行を忠実に描写しています。

(3) 精密・電子事業

精密・電子事業においては主にドライ真空ポンプ及びCMP装置の製造、販売、保守サービスを行っています。

精密・電子事業における製品の製造及び販売については、製品に対する法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスクと経済価値の顧客への移転状況及び顧客から支払いを受ける権利といった支配の移転に関する指標を総合的に判断した結果、製品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは主として製品の引渡または検収時点であると当社は判断しています。

売上高は顧客との契約において約束された対価から、値引き、遅延損害金等を控除した金額で測定しています。変動性がある値引き等を含む変動対価については、合理的に利用可能なすべての情報を用いて対価の金額を見積り、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ売上高を認識しています。また、当社グループでは、契約開始時に、顧客に財またはサービスを移転する時点と顧客が対価を支払う時点までの期間が1年以内であると見込まれるため、対価に係る金利要素について調整を行っていません。

その他の注記

(追加情報)

1. 新型コロナウイルス感染症拡大

新型コロナウイルス感染症の拡大は世界的に継続し、現時点でもなお大きな脅威として存在し、予断を許さない状況が続いています。一方で、“withコロナ”と呼ばれる感染予防と経済活動の共存に向けた動きは活発化しており、社会・産業インフラの需要は一時期に比べて改善しています。

同感染症による当社グループの事業への影響は限定的であり、翌連結会計年度は、事業環境が底堅く推移すると仮定し会計上の見積りを行っています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が当該前提と乖離する場合には、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 取得による企業結合

当社グループは、2020年12月14日開催の取締役会において、トルコポンプメーカーVansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş. と Vansan Makina Montaj ve Pazarlama A.Ş. を傘下に持つ Çiğ li Su Teknolojileri A.Ş. の全発行済株式を取得することを決議し、2020年12月21日に株式譲渡契約を現株主との間で締結しました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称

Çiğ li Su Teknolojileri A.Ş. .

Vansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş. .

Vansan Makina Montaj ve Pazarlama A.Ş. .

事業の内容 深井戸モータポンプおよび縦型ポンプの製造販売

② 企業結合を行った主な理由

欧州、中央アジア、中東、アフリカ市場へのアクセスを強化するとともに、グローバル市場における荏原のサプライチェーンを充実させ、標準ポンプ事業の拡大を図るため。

③ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ 取得した議決権比率

取得した議決権比率100%

- ⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得するため。

- (2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得の対価 現金 105百万米ドル (概算)
取得原価 105百万米ドル (概算)

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2020年1月1日から
2020年12月31日まで

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	79,155	83,083	83,083	91,421	91,421
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	△1,079	△1,079
会計方針の変更を反映した 当期首残高	79,155	83,083	83,083	90,342	90,342
当期変動額					
新株の発行	296	296	296		
剰余金の配当				△5,713	△5,713
当期純利益				23,254	23,254
自己株式の取得					
自己株式の処分			—		
自己株式の消却			—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	296	296	296	17,540	17,540
当期末残高	79,451	83,379	83,379	107,883	107,883

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△17	253,643	47	47	1,132	254,822
会計方針の変更による累積的影響額	—	△1,079	—	—	—	△1,079
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△17	252,564	47	47	1,132	253,743
当期変動額						
新株の発行		592			—	592
剰余金の配当		△5,713				△5,713
当期純利益		23,254				23,254
自己株式の取得	△3	△3				△3
自己株式の処分	—	—				—
自己株式の消却	—	—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△47	△47	△366	△413
当期変動額合計	△3	18,129	△47	△47	△366	17,716
当期末残高	△20	270,693	—	—	765	271,459

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社及び関連会社株式

総平均法による原価法

其他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

製品、原材料及び貯蔵品

総平均法（精密・電子事業は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法を採用しています。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しています。

(5) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、完成工事高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積補償額を計上しています。

(6) 製品保証引当金

売買契約に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、製品売上高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積保証額を計上しています。

(7) 工事損失引当金

請負工事の損失発生に備えるため、未引渡工事のうち損失が発生する可能性が高く、工事損失額を期末において合理的に見積ることができる工事については、当該損失見込額を引当計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準等の適用指針」（企業会計適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。また、振当処理の要件を満たす為替予約、通貨オプション等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び借入金

③ ヘッジ方針

内部規程であるリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

上記②に係る金利変動リスク

ヘッジ取引開始から有効性判定時点までのヘッジ対象及びヘッジ手段それぞれのキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、ヘッジの有効性を判定しています。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては有効性の判定を省略しています。

上記②に係る為替変動リスク

ヘッジ取引ごとにヘッジ対象とヘッジ手段の対応を確認することで有効性の判定に代えています。

(3) 連結納税制度の適用

連結計算書類の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ⑥ 連結納税制度の適用」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

会計方針の変更に関する注記

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 一定期間にわたり充足される履行義務

従来、工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、少額かつごく短期な工事を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しています。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しています。履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、発生した実際原価の範囲でのみ収益を認識し、少額かつごく短期な工事については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

(2) 一時点で充足される履行義務

従来、精密・電子事業の半導体製造装置に関して、客先での設置が完了した時点で収益を認識していましたが、客先での設置完了後の性能確認が完了した時点で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、次の①から③の処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しています。

- ① 履行義務の充足分及び未充足分の区分
- ② 取引価格の算定
- ③ 履行義務の充足分及び未充足分への取引価格の配分

この結果、当事業年度の売上高が6,445百万円増加し、売上原価は4,969百万円増加し、販売費及び一般管理費は269百万円減少し、営業利益及び経常利益、並びに税金等調整前当期純利益がそれぞれ1,745百万円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は1,079百万円減少しています。なお、当事業年度の1株当たり純資産額は1.38円増加し、1株当たり当期純利益が12.71円増加しています。

表示方法の変更にに関する注記

(貸借対照表)

(1) 前事業年度において独立掲記していました「流動資産」の「前渡金」、「短期貸付金」、「未収入金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。

(2) 前事業年度において独立掲記していました「有形固定資産」の「車両運搬具」、「工具、器具及び備品」、「リース資産」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。

(3) 前事業年度において独立掲記していました「無形固定資産」の「特許権」、「リース資産」、「施設利用権」、「電話加入権」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。

(4) 前事業年度において独立掲記していました「投資その他の資産」の「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。

(5) 前事業年度において独立掲記していました「流動負債」の「リース債務」、「未払金」、「前受金」、「預り金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。

(6) 前事業年度において独立掲記していました「固定負債」の「リース債務」、「長期未払金」、「資産除去債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。

(損益計算書)

(1) 前事業年度において独立掲記していました「営業外収益」の「貸倒引当金戻入額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。

(2) 前事業年度において独立掲記していました「営業外費用」の「社債利息」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	117,889百万円
2. 保証債務	
(1) 従業員住宅資金の銀行借入に対する保証	31百万円
(2) 関係会社の銀行借入等に対する保証	7,261百万円
連結会社	
Elliott Company	6,664百万円
株式会社荏原電産	471百万円
Ebara Thermal Systems (Thailand) Co., Ltd.	120百万円
EBARA PUMPS SAUDI ARABIA LLC	4百万円
連結会社計	<u>7,261百万円</u>
(3) 公益財団法人 荏原 畠山記念文化財団の銀行借入に対する保証	<u>153百万円</u>
3. 関係会社に対する金銭債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	50,097百万円
関係会社に対する長期金銭債権	542百万円
関係会社に対する短期金銭債務	28,946百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	65,334百万円
仕入高	24,193百万円
営業取引以外の取引高	24,068百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	5,784	14,638	—	20,422

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加14,638株は、単元未満株式の買取りによる増加1,338株、譲渡制限付株式報酬の無償取得による増加13,300株です。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	847百万円
赤字工事進行基準による売上損失	514百万円
退職給付引当金	1,653百万円
税務上の繰越欠損金	1,253百万円
投資有価証券等評価損	51百万円
関係会社株式評価損	2,400百万円
たな卸資産評価損	3,889百万円
固定資産除却損	1,070百万円
減価償却費	650百万円
完成工事補償等引当金	1,877百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	1,083百万円
未払金	699百万円
その他	2,080百万円
繰延税金資産小計	18,072百万円
評価性引当額	△12,398百万円
繰延税金資産合計	5,674百万円

繰延税金負債

その他	723百万円
繰延税金負債合計	723百万円

繰延税金資産の純額	4,951百万円
-----------	----------

関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 荏原エリオット	所有 間接100%	・当社がコンプレッサ・タービン等を購入 ・当社が工場及び建物を賃貸 ・当社が資金を借入 ・役員1名兼任	資金の貸付(注3) 受 取 利 息 資金の借入(注3) 支 払 利 息	△2,115 1 △2,512 6	短 期 借 入 金	2,512
子会社	株式会社 荏原フィールドテック	所有 直接100%	・当社のコンポーネント機器・半導体製造装置の販売及びアフターサービス ・当社が工場及び建物を賃貸 ・当社が資金を借入	売 上	20,780	受 取 手 形 売 掛 金 電子記録債権	2,838 5,041 6,009
子会社	荏原環境プラント株式会社	所有 直接100%	・当社がポンプ・ポンプ部品を販売 ・当社が工場での電力を調達 ・当社が建物を賃貸 ・当社が資金を借入 ・役員1名兼任	資金の借入(注3) 支 払 利 息	△3,374 31	短 期 借 入 金	10,545
子会社	Elliott Company	所有 間接100%	・当社がコンプレッサ・タービン等を購入 ・当社が債務を保証 ・当社が資金を貸付 ・役員3名兼任	債 務 保 証 (注 4)	6,664	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しています。
2. 資金の貸付及び借入の利率は、市場金利を勘案して決定しています。
3. 資金の貸付及び借入は、CMS(キャッシュマネジメントシステム)による取引であり、取引金額は当期首残高からの増減額を表示しています。
4. 債務保証は、銀行借入等の債務保証を行ったものであり、保証料を受領しています。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,838円32銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 244円06銭 |

収益認識に関する注記

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

その他の注記

(追加情報)

1. 新型コロナウイルス感染症拡大

新型コロナウイルス感染症の拡大は世界的に継続し、現時点でもなお大きな脅威として存在し、予断を許さない状況が続いています。一方で、“withコロナ”と呼ばれる感染予防と経済活動の共存に向けた動きは活発化しており、社会・産業インフラの需要は一時期に比べて改善しています。

同感染症による当社の事業への影響は限定的であり、翌事業年度は、事業環境が底堅く推移すると仮定し会計上の見積りを行っています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が当該前提と乖離する場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 取得による企業結合

当社は、2020年12月14日開催の取締役会において、トルコポンプメーカーVansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş.とVansan Makina Montaj ve Pazarlama A.Ş.を傘下に持つÇiğ li Su Teknolojileri A.Ş.の全発行済株式を取得することを決議し、2020年12月21日に株式譲渡契約を現株主との間で締結しました。

詳細については、「連結注記表 その他の注記（追加情報）」をご参照ください。